

• 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 999

貞丈雜記

十三



73  
6188  
13



内  
書  
6188  
13

貞丈雜記卷之十三

圖書室

馬之部目錄

- 一馬のたけは事  
一二毛之事  
一かくを入る事  
一馬の館の事  
一庭糸にかかる事ハナ事  
一馬れ足を出まと云事  
一神社馬の毛定り有り  
一馬すゑ馬を寫致

- 一馬すの事  
一馬のからぬ事  
一物射馬といふ事  
一雨を新晴を新てるものす  
一鶴つねのす  
一弓杖つき奈良れ事  
一かづは酢のす  
一ばくらう馬  
一引馬す脇差別事  
一引出わの馬のす  
一馬の毛古名四ヶ象
- 一やせ馬を螳螂とす  
一けくもせ事  
一羨瘦肉のす  
一まくまのす  
一きつもむかちのす  
一引添の事  
一後三年画表わのす  
一馬の旋毛三事  
一札馬の事  
一馬の毛古名四ヶ象
- 一室町家は既の事  
一庶の子足比事  
一あざう馬の事  
一ぞくのす  
一こみ馬  
一ハツササギの事  
一馬を入格古内お邊のす  
一詠こゑのす  
一弓を書く本音心得  
一弓矢指の事
- 一貢馬の事  
一馬屋よ猪を養ひ故事  
一おろし馬  
一つね馬  
一一いづる  
一鞭うるす  
一えくづくのす  
一つけぼりひ  
一馬追とく事  
一弓傷く事

一木馬の事

馬具ミ部 目録

一朱ぬめつ鶴の事

一鞭の事

一火籠かづら鞍覆くらわの事 四ヶ条

一おささ鞍

一楚しよ鞍

一すんそん鞍あくふ

一あつはきの事

一かくくの事

一五ご掛かけ襷の事 四

一絶ぜつよかくよかくととうう事

一絶ぜつのちうちう事

一かかすす一い繩

一行ぎやう膝ひざの時とき泥なづ隙ひまきみぬぬす

一びんびん鞍くらわけけうう鞍

一馬ば檣じやう本もと馬ば檣じやう末すゑ

一境きよ鞍くらわ之の事 末すゑモアリ

一馬ば尾びのの鞍くらわのの事

一くくむむぬぬき

- 一 もんどうぞう  
一 鞭マタタクをもとす  
一 鏡カミ鏡カミの事  
一 尾テ綱ハシマの事  
一 力草カツスの巾タタキ箸草ス  
一 古アガの鶴ハクよも形カタ有リる事  
一 後三年アフターツリの画イ鷹タケ馬マ武志ムジの事  
一 麋スルメの事  
一 古衡アガハラの圖  
一 はのくまんの鶴ハク  
一 行ヒ騰タマを鶴ハク覆カマよもす事  
一 七乗納ナナヨウナの禮  
一 泥障ヌイシヤウをそすス事  
一 鞍マタタクの四方シラタガの名  
一 祀マツリのあそスの圖  
一 鏡カミ鞍マタタク前マサニの事  
一 醒ケン衡ハラハラ 鏡カミ鐵タケ勒カタマリ  
一 龕頭カミツ  
一 くぬ柳クヌヤナギの鞭マタタク拂ハラハラ  
一 たかひの事  
一 も根モダクの事  
一 鼻草スミソウ  
一 追ツイ綱ハシマの事  
一 手綱ハシマをあくスル事

一鞍よきろばりかくす、一鞍あらばりおほ

一竹の根むち

一十文ま唐

一張草鞆張鞆の筆

以上

貞丈雜記卷之十三

伊勢貞古

千賀春城

同

門入

岡田光大

校

馬之部

一馬乃たけハ四尺を定尺とす、四尺ヨ一寸あゆるを一寸とす  
ニ寸あゆルハ二寸と云以下も又准レ知ヘ一四寸ヨリ七寸と  
ハ寸の字をもんといひナ四寸五寸六寸七寸八寸九寸十寸也  
すの字をもんといひナ四寸五寸六寸七寸八寸九寸十寸也  
九寸十寸也ナアタマ九寸アタマ九寸アタマ九寸アタマ也  
九寸アタマ也ナアタマ九寸アタマ九寸アタマ九寸アタマ也

小生原大双紙  
云貴人の内ある  
馬尺さすより  
えひ髮の上より  
うひを落し  
てまくへり  
もこのひを落  
さすより

一すとまき馬のたけをさすねを尺ナメと云ふ尺杖と云  
いもかく一名弓馬秘書 尺ナメを馬の肩の通りよ立てあるこの髪  
の所下横木を下すをさるあり  
一馬乃五性十毛の事青あし毛ハ木性とく毛ハ木性とく毛ひばり毛  
ハ火性と鹿毛かま毛ハ土性とほき毛もうら毛ハ金性と馬毛  
すとまき

二毛ハ水性と毛をさすと云ふ贋す。す何アマリホー本ノミと  
ひばりと鹿毛かま毛ヒキかま金は黒ニ毛ハ水性ニ毛ハ  
猿毛嵐毛乃事をえむの五性十毛ハあすかく世の今  
初タヒテ尺素往来より瓦革毛青雲雀毛木性馬鹿  
毛栗毛火性馬霞毛駮土性馬鵝毛优目皆色金性馬  
鳴毛黒水性馬と前の五性十毛とハナヅイ遠た

一前記五性十毛に限らず毛はあしに馬もさす  
あり者と強きハ火性とす。赤火の毛と  
青火の毛と黄毛と強きハ土性とす。黄火の毛と  
白火の毛と黒毛と強きハ水性とす。黑火の毛と  
至る毛と。毛のつよきの水性とす。毛のつよきの毛と。前記五  
毛の外の毛色は毛を以て性を定む。たゞ、鹿毛ハ土性  
と定めども、鹿毛の毛を以て性を定む。たゞ、鹿毛と定む。何  
とも毛の強度濃度を以て五行木火土金水と定む。  
一雲雀毛火性かす毛。火性不審の事毛と太極流傳云  
云五性十毛の毛と馬と。木火水火土金水と定む。

毛栗毛雲雀毛一水性ハ麻毛かす毛一金性、角毛河毛も  
一水性ハ黒色嵐色佐目好高田富安安藝毛大坪流三十毛多  
賀豊後守高忠好玄が曾祖父承安國忠好玄が曾祖父承安乃法名芳蓮好玄が曾祖父承安が日記は檜とめば二毛  
ざる毛の況も同口傳好玄が曾祖父承安好言曰雲雀毛火性といひ不審好玄が曾祖父承安を  
その毛へかす毛といひもろ毛とハ渾ニ色何れの馬とよさず毛を  
いへば性ハ毛毛好玄が曾祖父承安と称ゆさむ毛とハ毛好玄が曾祖父承安と毛とまくも  
一馬と五性を定めりといわひひそいの事と陰陽作の相生  
相尅の況を以て之と相生とハ水生木木生火火生土  
土生金金生水也たゞバ水性の人が金性の毛色の馬を  
生べ一馬よりして生る全生毛と云程好外清相尅好外清を

ハ木尅土尅水火尅火火尅金金尅木也たゞバ金性の  
入ハ火性の馬と好外清素好外清馬と好外清て素人好外清を好外清道理也  
あべし貞丈云馬の性好外清遠而好外清行くを以て馬の性好外清とす好外清たゞ  
バ巣好外清を好外清の性好外清曉好外清所好外清つるハ翁好外清の性好外清盜好外清人好外清を  
吠好外清犬好外清人好外清人好外清を好外清健好外清遠好外清行好外清を好外清く  
るの性好外清外よ馬の性好外清と好外清るよ好外清べ好外清毛色を以て五性  
を好外清人好外清と好外清教好外清色白好外清、令好外清性好外清人好外清教好外清赤好外清火性  
の人好外清あき好外清木性好外清人好外清黒好外清、水性好外清人好外清黄好外清、土性  
乃人好外清宣好外清人好外清笑好外清べきも好外清馬の五性上古好外清より法名芳蓮好外清  
中古以来ね好外清ひも好外清ひ出好外清たりす好外清用好外清よた好外清ど

平家物語卷三  
五云忠清ハ是ザ  
の馬亞リ  
サ上総志ア  
ヒナセカイカ

二毛トニヨニアリテ馬ニ毛のモアリ。左ニ毛トニ毛  
ハナゲタニコ初ニ似ル。ホ武士ハ二毛馬トニシムアリ  
されバ、ガラスミバ引出スモ用ガル。シ太田義興の間象

返答の事ニテアリ。又まれ難く聞キニ毛トニシマア況  
也。猿毛梅毛とも似ル。又アリモノハ猿毛又胤毛  
ケヤクシカねども色の子を似毛ともシ似る毛ともシ。  
似毛乃キニ二毛とも考ハ因ド。詞あるが文事の所集もあく  
ニ毛とも書ニ黒毛ニ毛を水性の馬トニ比。水性のニ毛ハ管  
あり。うす毛と考ハ申の毛ハ是ニ通名を以て水性トニシ  
又大坪流の傳書ニ忠<sup>多賀豊後守</sup>大坪ヲオセシ。シ秘傳書モリ。云

ニ毛トハ似ル毛ト考ハシ。秘傳ハ是モニ似テナリ。ト  
乃半トニシニ考ナシ。猪ハ毛色の子ニハ因シ。故ニニの赤  
キハヤリ毛トニモウタリ。以上本又ヘ猪小バ至のこ赤キハ猿毛也。ニ  
又同書ニ云。同相傳<sup>高忠</sup>傳也。ニ毛トニシニ又毛ト。がちあい内  
ゆキアリ。アリ。毛トニ毛をバニ。字ニハニ毛ト。ア  
リ。書ヒトニシ。ヒにケカシヤ。革を陣ニシ。

一古の武士ハ馬ニ毛アリハ必替をモキ。毛を替ヘテ行方へ  
行とも。め代<sup>ニシタリ</sup>されバ。同記ニテ杖つきて馬ニ毛アリ。馬上の  
子の持ヤリ。アリ。又貴人ニ毛をトモシテ。水口をぬ<sup>レ</sup>れ  
ば。古ハ弓持毛アリ。馬ニ毛アリ。バ入<sup>ス</sup>。モカシヒト

一馬をすすにかくをすすりて、かの字ハ角とひの字  
セ、也。也のうちの四角もすすと、それを馬の脚をすつゆを  
かくとさへかくをすすりひを今、かくをあそび、か  
くとくれるがくふ人あり。雲霞集は足の大やびやも  
きて、也のかくをすじて、ありかくの流のひも。かじ  
あら、一況よかくハ脚の字こと、とも用ひて、かく角の字を  
用ひて、

一馬の下クニと云々。四記は、りするの御手とまじて、馬の  
びわも、よひるも、よひるのあくあくのむ、だるく、やき、ぬの下  
びわも、よひるも、よひるの形、ひりひりひりひりひりひりひり  
をもす事いざる上古リヤウある。今、ハ書名シ又武天皇大寶元年、

撰書アシテ、既牧全曰。允在牧駒犢至二歲者、毎年九月、圍  
司共牧長對以官字印、即之而驛上アマ、義解曰。謂股外  
驛ト、心ハ牧ニ何。故ト、馬牛を  
ありを、毎年九月其牧のある國の主司と牧をあづる。  
役人ヒタチより、牧は行そ官の字の燒下アシテを馬牛のたの股  
の外におせしを作付アシテ。故官の字の燒下アシテあり。馬  
牛ハ天子の所ねよ上と後世アシテも、の股外よきて、燒  
印アシテおして、の品位をわう。この四記は見う。下の名前アシテ  
あうれども、つづりうるをす先聲アシテねし、ハ、こちの  
形

光大日尺素往来

云俱自奥州

伊郡到来其  
印鹿笛者北方

飛雀者南方此

内羽折雀小雀朱

可有御賞乾矣其

外雀下ニツ遠雀

之德矣大輪達者夷

正之齒可播六龍

文々字有文字引

量丸等者總以

足之齒可播六龍

間立巷下一方者

御所御牧三族別テ

御從歲乎云

遠ハ○引兩ハ一四目結ハ咄丸ハ○遠雁ハ右推

量を以て之形をあらずた方ぬはあくべし因遠兩

是ハ因記より繪也あり又鹿笛よりハ鷹人麻をあらむ

あらゆく笛之の端の形を下す成べつてび

とくハ詳ありば下山も海もすも山形と云ねハ

めの顔金鑿と云ハ因記より手口道具と繪也

不見知也と云う詳ありす金をやり首身の形ある

兩雀ともあの股の雀を均すと是を兩角といふ

雀目結ともも雀と目結とあるとね皮ハね皮ハ

ありべし  
めの顔因記より皮三月

不見及と云う下の名まれの

カ子ホリ

一舊記より馬の下を記する象よつまし金鑿より道

具之経やつ不見知へとあり 馬具す法書れあれ新づくさ

ハんやどもそと同くまに藏入豪秋合より金なりの

高もろあらもとそこうすけぬほんやのやびき

元ゆく秋のよ内刺の詞より先歌用みりとく食は

ぬひつんさいのさびくもんともちり叶てゆめんまと

ハ令り具足よりあり 具足とハ道柄左の金塙の形を

玉佐光信より繪のときたるハ金石りがむぎのもとに

めある地を残さきたる是つんさいとひの地つる

をつゝさひとひもあゆまうはあゆやるれウクスツス  
フムエルウと五音通びてつんともつんともまくまく  
馬の印は麻笛の形あり、麻笛ハ猪人<sup>いのきん</sup>が麻をあつひ。  
あま鹿のあくちをまよひて吹く管<sup>のぶ</sup>の形を以てよ。

馬の印よ麻笛といひ形あり麻笛ハ猪人（シロクニン）が麻（シ）をあつて  
すよ鹿のあくま（アクマ）をもよもよと吹く笛也その形を波音よ  
と焼て馬の股（ハチ）よおす

て焼て馬の股よおす、



「はなを吹く



馬のヤニ  
ハメナニ

木屋を作り頃城のまゝある所だと作られた箇を  
アサヒノ、康の、アサヒノ、アサヒノ、草よ  
一馬の館と言ふ。旧記より書かれ新しくアサヒノ馬の館の  
事実間因縁酒味鹽は異名のアマの館の一役と

館り立又主の事  
を用ひ立の事か  
まよこも牧下さへ  
わひ毛絨之傳は  
あひのうちこのた  
ちあくふハ牧の馬  
より出づる内し

子細り馬よしる書状よりハ書教は幸也と事  
ゆき事よらるを多く申すゆかよ毛付下さるの幸也  
の事とてまことにまづむろりと酒殊大にあゆ譲產也  
あるあるをも添狀よてある先年乍くをすくち而フロシカニく下下  
そす事太刀あくも因あき多官内諫酒称鹽が一臣のす  
きバ内狀のまへきをもしげホシ越を以て考ふる事  
間内諱酒称鹽ハ收の名を毛を事くを下印と云  
前もあす市とい別之鉢と云る貞益云あのたちば  
たちからちのすくへて館、毫毛未聞のたち内諱れ  
たち酒称鹽のたちとらすを收くよ酒を主と仰ひ

黒く波く何より牧より駒とよきと彦間田裸湧  
孫鹽ニテ石の牧ハ良馬の出牧を嘗観之尺素徑奉  
馬の手を立する状の文言多々佐里と牧兩足井  
湧孫足井と四肢孔地拘而替子馬作又云大輪邊ち  
彦間立菴下一方を活所には牧てゆき多く佐里へあ  
よ記したる因裸之湧孫足井ハ前より記したる湧孫鹽セ  
彦間ハある記したる文言同一者有たり立の字があ  
よ記したる館と同義四肢孔地拘而替子馬いとい肢ハ  
四足のよき地拘ハ地をあめじ時の形と置きの形孔の  
形地拘の形と云ふ佐里と牧より湧孫足井

は平盛衰記云  
ひけでまくはる  
くももの馬事  
ハサヤクシタ  
すきう尾のさ  
さちと白うけ  
アユ時ひカホイ  
でくと馬へこ  
れも陸奥國七の  
戸主の馬麻革  
令焼ふあてれ  
ハサモジ五く  
もあくと云  
ミセのアミと云  
もヒのアミと云  
シロ故ニ言  
主を等と云  
日一

是トシヒ由石の由牧と對して彦間と云ふを以て彦間ハ  
多々佐里湧孫足井と書けニテハ牧の名とづニテ而の  
牧の馬肢尻地拘各部と云ふとこそハアミコトムの事  
是ハ湧孫足井のうち毛ハ彦間のうちと云ふと  
馬の筋と云ふ此より今も馬の筋越辺のやうと  
云ふのたちを云うと右多々佐里湧孫足井と間  
ニケドもと云牧の名と云ふと云ふと云  
牧より出馬を古ハ寛美と云牧にて定めりと  
雀目結遠所廉簡ホのやねをばもたらあらべ

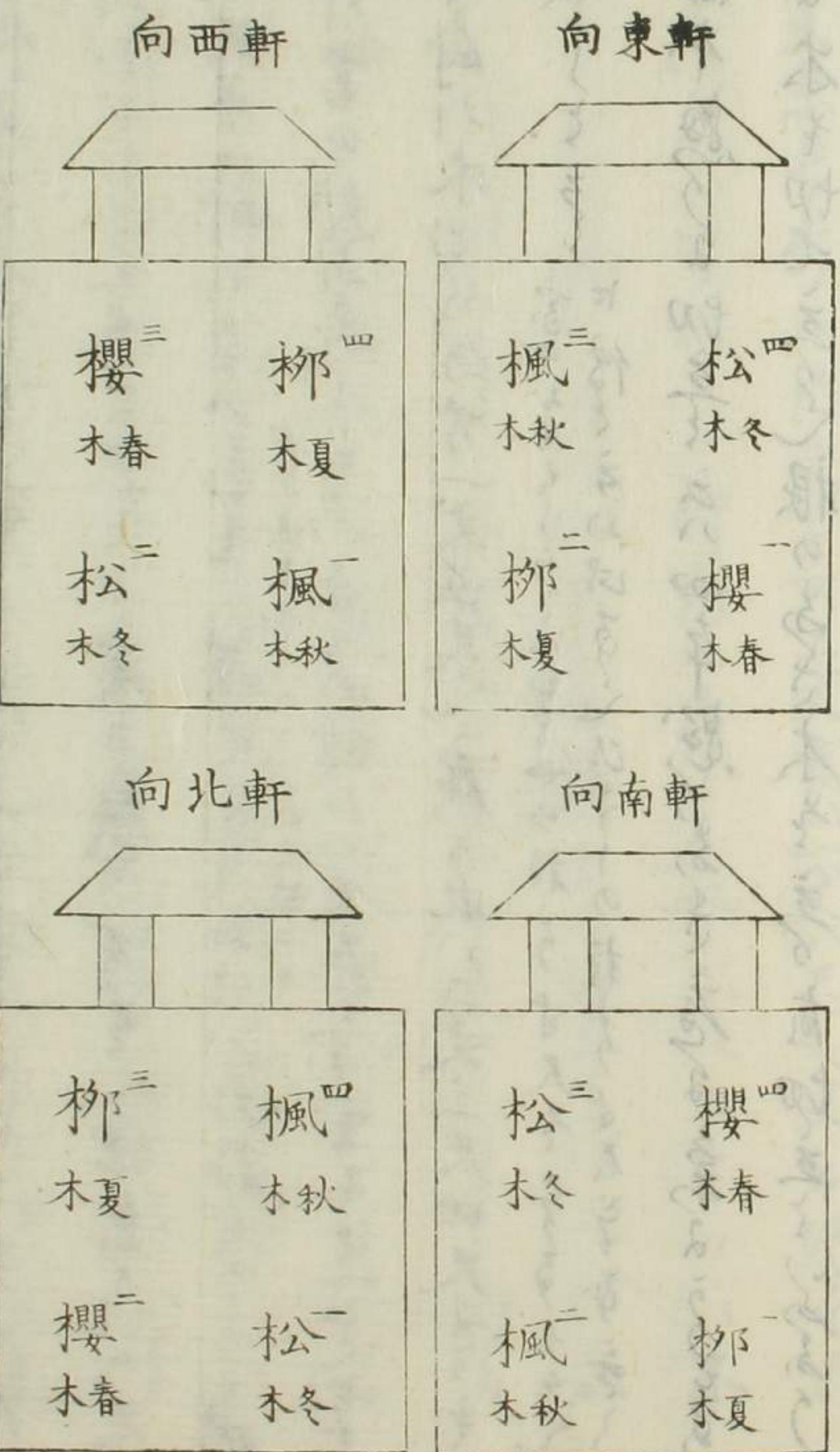
一本下から下とつるすありや下と、廉節同絆ホキシ  
えぢやうとハ馬を牧すりかわすり下をめぐる木の牧をよこ

おろへてきましむる因縁波除畠あくまく牧の名を

牧よかすをもと

一庭(アトリ)のかまの木の植栽三百四方は陽(ヒマツ)を  
植え、庭が東向すれば木の庭北東の陽ハ松南  
東の陽ハ楓南西の陽ハ柳西北の陽ハ柏を植え  
貞衡(マサヒラ)は外(アラフ)より園雲霧集(クラウド)をう

○馬庭(マヅイ)三百本の木の植栽



右軒の向よ依て木の植栽のお邊あり庭を園雲霧集  
なるよがましむるがまく場を作てちよ記すむじむほ易す

又あ藝ち天文年中、人ヒトた博院ハクエン達ハタハタ、  
しりんシリン、うるウル、ああた兵ヒサム湯ヨウ尉イが云ハシメテ記メモリよお木ヒノキの林リや  
ぬばく但ヒサクハキハキめれわよハキメラニヤハ、ハキメラニヤハ  
まの名ナミあじアシ、軒エハシと木ヒノキのる一丈五尺イチヂクハニシ  
口ヒガハはまも家カミハのをすねよりヒガハと見ミてのるよひるあんアシ  
大オホよりて木ヒノキとおとの廣ヒロき狭スズキ可ハシメテ但ヒサク六尺ロクシ  
九尺用ハシメテ時のすいき度ヒヂきあんヒンいとハむねばムネバくクけ  
外ヲ高タケの外ヲあるハタキツその時ハ一丈五尺イチヂクハニシす高タケを空スカシせゼも  
き討ハシメテ木ヒノキの方ハタキツ一丈五尺イチヂクハニシ廣ヒロき二丈三尺ニヂクハサンシ足ハシメテ木ヒノキ  
べハシメテとハシメテ木ヒノキのちももハシメテらハシメテ、ハシメテやの根ハシメテうす天ハシメテきよくハシメテりハシメテいハシメテ、  
口ヒガハはまもハシメテはよそハシメテひさーハシメテの根ハシメテうす天ハシメテどりハシメテりハシメテきハシメテ  
一四本ハシメテぬよハシメテ切ハシメテ立ハシメテふハシメテ四本ハシメテ腰ハシメテあきハシメテ庵ハシメテよきハシメテうハシメテきハシメテ  
よ木ヒノキを切ハシメテ立ハシメテ根ハシメテあきハシメテ木ヒノキを立ハシメテ有ハシメテ切ハシメテ立ハシメテきハシメテ

小葉原も身の祀より切六二丈或ハ一丈八尺又方切之乃  
幸松ノ木バ皆松シ柳也ハちよまへテ次ニ奉以ハ不  
若之もハ鞠の木の切立を云庵家之切立乎准之秋後  
好之記云切立の時ハ一丈五尺は高せり宣ひ之せどもきほん  
木の木一丈五尺之被りれバ一丈三尺四尺す  
とく鞠杖書よろ平介切立と竹を四布立之  
後代よハ切立もハ布を立木を立木を立  
本體は木根あり木を柱と便知は木を切立奉  
切立と云う馬故實立皆松又切立と竹を立木を立

一四本ノ鶴ノの邊くゝもがて一本木を植すもあり是れに  
木ノ木と云之しげ木あり時ノ事ねセテ萬葉ノ詩より  
木ノ木あ後志志也モヤシや柳ノ妙すア

一庵騎ノ事後事院宸記建保四年四月十四日參内  
涉方有庭騎與中宮大進兼隆度ニ該馬万人解  
顧立高義あ難守ゆる記テ庵寺を監て曲くモ之  
建保ノ以既ニ是名目せハ之トモクノ鞠ノ以實ニモ  
馬ハ悅の事東源兼元四年九月廿日佑木在野の尉唐納  
は馬を追ひ日近に圈より來今ノ鞠ハ實ノ有リて  
涉覧義村至る

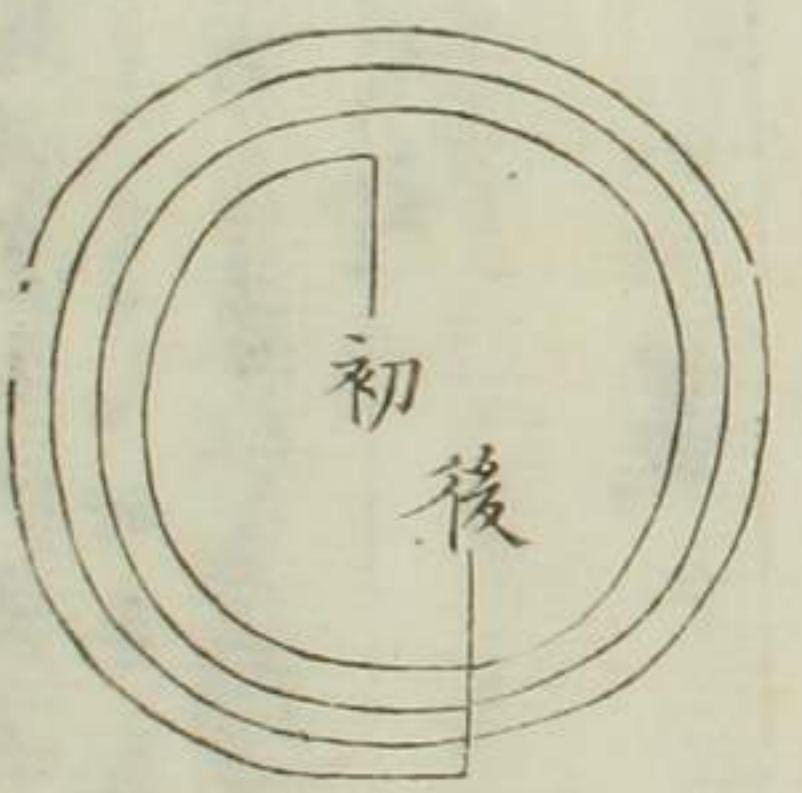
一庵栗東三家武家と馬廻ノ旅宿。又之小笠山にモ  
手綱秘書馬術ササキニテテノソ駕ハ馬を古ニ廻ニ武家、  
馬を左ニ廻ニレタ武家あり。武家とモ貞馬を乗  
はシハ貞馬奈ミカニ四ト素也。簫倉京都兩將軍  
の時共ニ貞馬ハ武家とモ家とて涉覧後林に裏ニ道  
もうううくには附ハ貞馬奈をかくすりニ常ニ左ト  
廻ニ武家とモ鹿奈をする物。不俊太草子云鹿  
奈家や。又涉覧後抄ち馬を炎人の方へ向くモ  
えふ。武家ハ左へ折る者ハ右へ折る者也

一武家の四本野の庵あるじも（桂吉）鞠の図  
馬と別れどもいさうの四本野の庵  
さう起つたと今川年後大草をまく鞠の野  
庵を外をかの内へ馬を入れてゆき  
馬をすくおまえさんとまもと、鞠の野  
牛とも異也

一庭家の中　先大補入弓馬故実より馬は駒を勧め御て  
先きのよし引向くより引て二足之足根毛すと  
一ぬかへるが下りもけをひく付のとくもあまゆ  
馬ゆきねとれをじまよあまゆかんとすまゆ

もあつてゐる。そのまゝあつた  
かは、一派のよき事あるをうなづく  
生徒が多きものであるから、おもむ  
ねんへあらへ、二篇の文書へ引向せん  
とする所とが多れどあるが、その間の  
事は、べつに何れも一考よ心をへるゆゑだ

○庭乘之圖



必死の内より  
外へ身をハあけ  
れども教ええぬ  
まくはれども

一四本懸け事柳馬事

予馬故実を以夫大神入之但ある

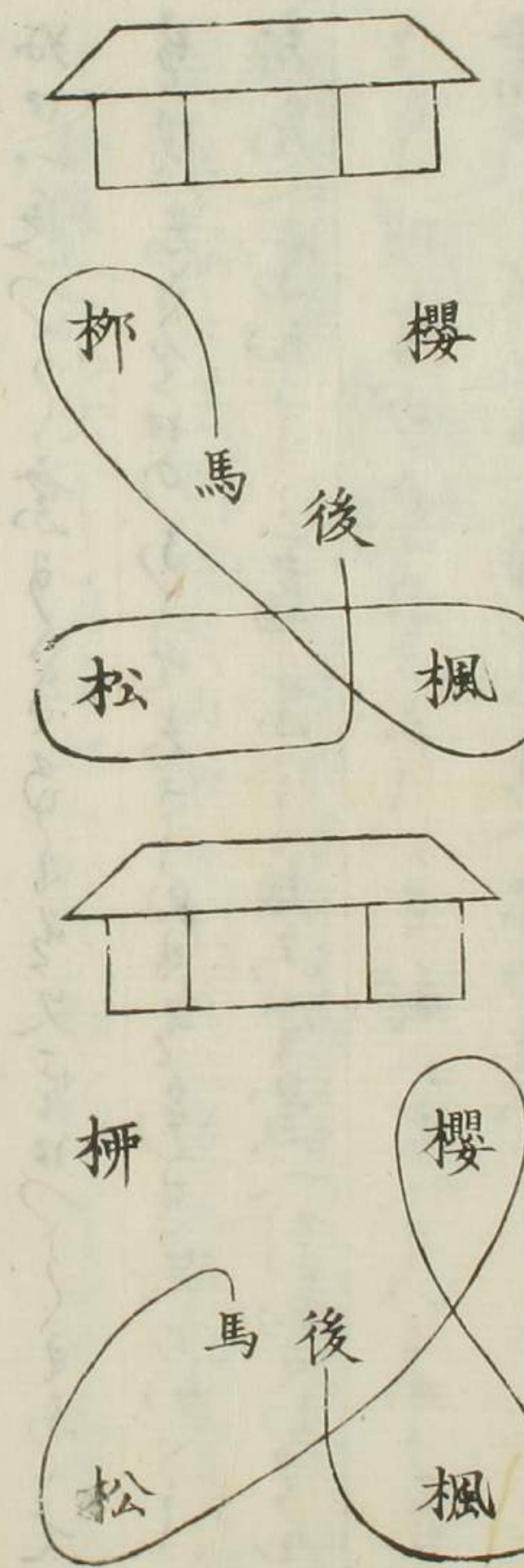
四本懸け事柳馬事ありテヨリ四本懸けの柳馬の馬と  
柳馬の馬とす柳馬の馬とハあく遙ひあれども

四季の象形ハこの圖を以て妙アリ

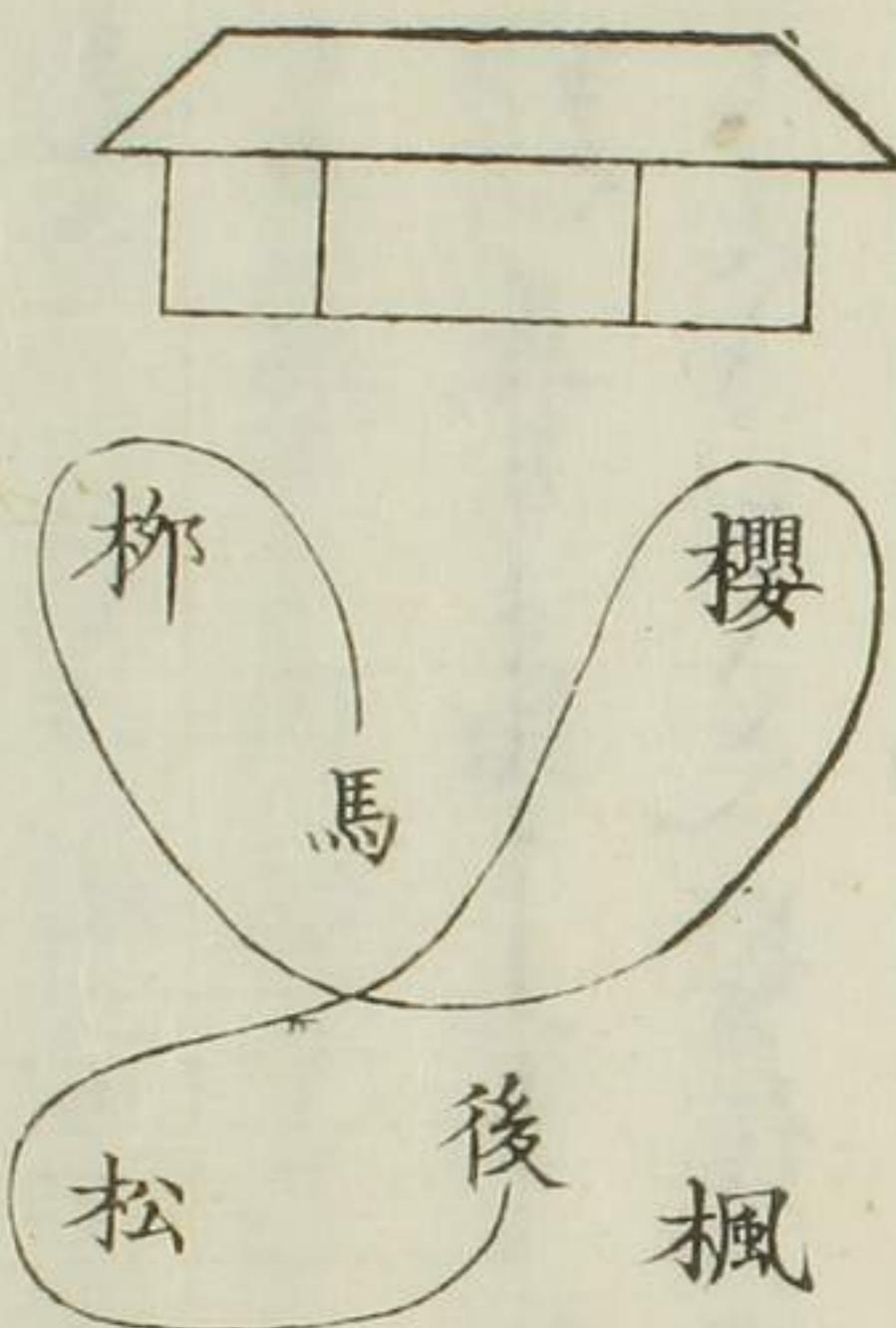
○春

芳季堂、既の本を  
除て多々河原も同

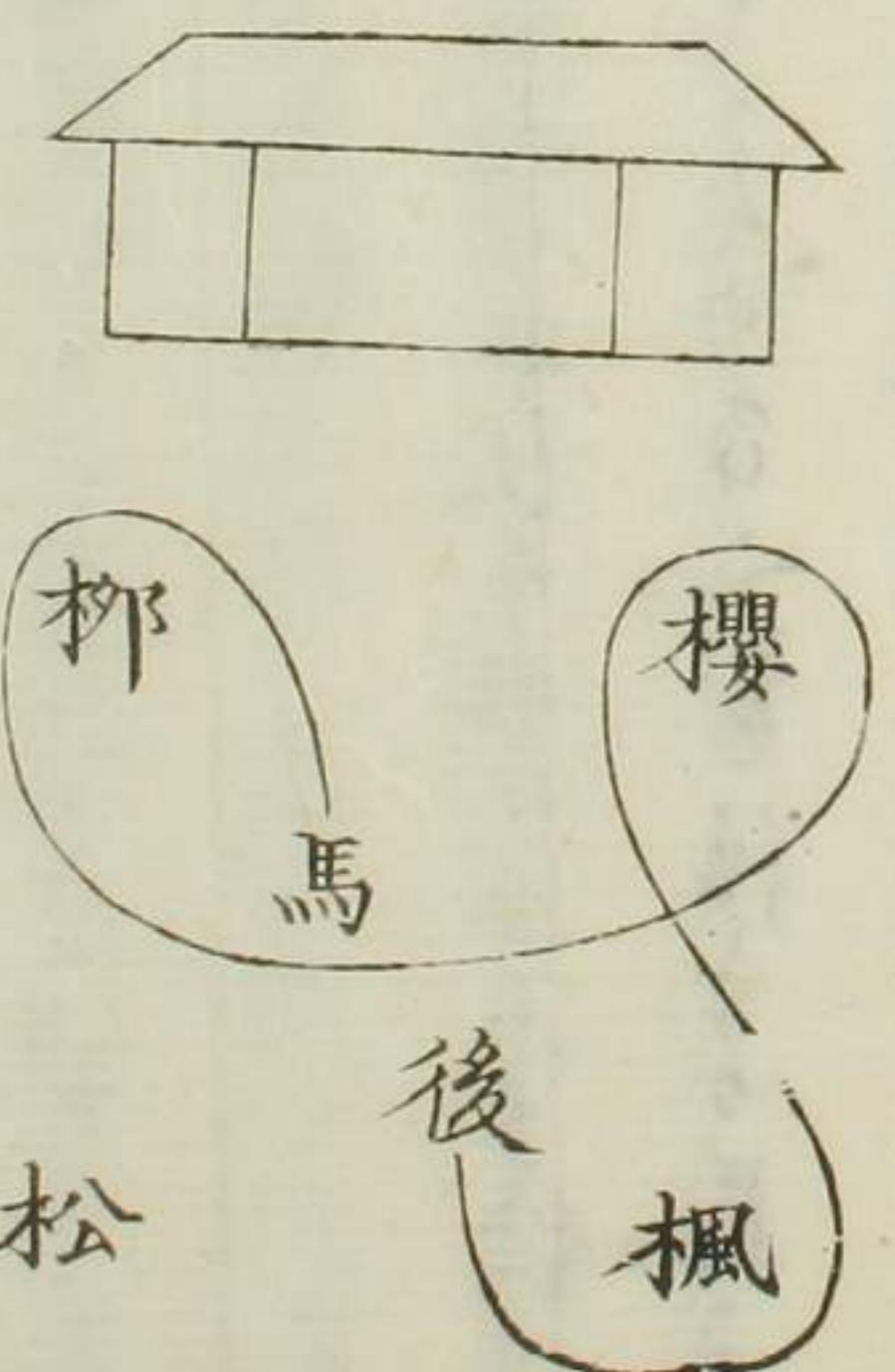
○夏



○秋



○冬



一木松又ハ切口と竹を主する庵とハ其をつらてある  
記を二篇の二篇のべてそれもじかくとあはばあること  
いふやまくともあるべて又云電の湖、庵家の一版  
大より一番はあくる路のひよあきねよ同ト路を走るも

ずハ一足も因縁を奪はず也。爲り數のアリ。折よのアリ。  
將よのアリ。又ハちくどくと同ド。いはれ。(以上先大浦入  
のから)

（上元大補入）のからだ

一馬の髪をぬタヒと云ふ事舊記アラシキにあつての髪を引ぬるを  
第タヒの髪、絆ハナフの髪、墨クモの髪をかぶとす之大  
追ツカヒの髪タヒあく付タタキすい髪タヒゆひいろの髪タヒぬい髪タヒ  
毛ウツ引ハサフぬきて脚ハタハタ髪タヒもこもこ髪タヒをぬタヒとしとタヒとタヒとタヒ  
月ツキ一馬イチマとよ馬ヨコハとよ髪タヒのみれむひ毛ウツがれぬるよ絆ハナフ  
てよきよきこ髪タヒ結ハナフ内ナカニそののうきく髪タヒ結ハナフ馬マサニ  
多タダハ昭アハハ也

一貴久は馬をもて馬事の所へまづとひがを入る  
是禮役の御記を見たり享保年中  
有徳院様 両番の法すよろとあせり  
時事をうけかくを入らずを禁せらればから  
之方様へ事をうけかくを入らずのほゆの心と人  
乃やせ——ハ故実もみゆてこの武生ハち馬のせ  
あくね人もわ——

神社をも社より馬の毛室たるを多情  
乃可也を勘定して大内に參むるを  
其社は必ず毛毛のすり神道の外有識の今

も見れども知りたる人ありあり今の上野にて官の  
神馬の栗毛がちを用ひて國の人ハ栗毛の馬也  
うず又信州諏訪の神社もハ月毛の名を忌むとい  
えりは數多うべれどもくわざる人あり又  
何れの毛と定めか神社もあらず

一馬の事より馬をすくえよ差別ありすよすくも  
よ馬をすく馬をすくえひするの口をも足をも  
出せぬをさへ

一馬赤の子小赤の子をああく曰記はあらハ赤と馬を  
赤と馬をあらそひ一騎赤とつるを

あとの事と申べ

一度せ馬の子を蠍蟬タララウと之蟬蟬とばかりと云ふがまづ  
のとくやせる馬を尽素経未よ蟬蟬せ延進にひくあるも  
角せすくのとく犬追物出法源彦ふと蘇我のままれよ  
里をうる蟬蟬ひきせしもうちあらへあくといひもせ  
ひせあらへあくといひもせりもせ馬をうらせたる人  
をみてとうろきのめいと云ふ蟬蟬のめいと云ふをひ  
あゆうへあらへ一説よ蟬蟬ハよき馬

一馬の上から中へん下んの字ハ駢の字く駢の字ハ  
たけーとよもすすとたけよひひ

論語郷黨篇云

紅紫不以爲襄

服トアリ朱子ノ

注三襲服ハ私居

服也トアリ私居

服トハ私ノ家ニ

常ニ居ル時未

服ト云フ事ナリ

是ハシキニアラ

サル常ノ衣服ヲ

イフナリ

けもと回記はありハセツ地道のすゝ晴よ非日を襄と  
以ひ候よけよもむれまとくの回よ同くるの襄道もたよ  
道を行く是あくちうす

物射馬とひ犬追物差拂ヤ威ミテ射あハ一騎

射すあれたる馬を立ヘト地るとも云

一燈を立スどこの志くよりんづてと云馬書より  
ざれあとひの脛の才腕のありあしら馬故寔よ禮を  
やつのタヽドミキ舌まく腰帶ヒメヒド結不そうどく此  
あよかんばくとわり乗燈内と事く又志モトク也  
あくももじあ

アブニラクナルトヨム

丹生の木の社  
大木の園へ

一神馬四手のすゝハ神佛の教すゝみと

一雨を祈テ晴をいのる时ハ神社へ納ル馬の毛色のすゑを祈  
ムハ黒毛を用ひ水の毛色を祈るハ白色を用白ハ空の  
心是多家方の故寔也古教は「神」とよゆく駒の毛の  
いづくせてもやき不丹生の川上とすめり

弓馬放寔よ青くろとひの毛のすゑをすくい  
詞えあはまも黒あはまも青あはまも

とのすゑももももももももももももももももももももも  
色こくまきいまとまきももももももももももももももも  
の毛もももももももももももももももももももももももも

の毛もももももももももももももももももももももももも

乃見是子也

一  
鞍つねとひまよあるにかねへかねむうへかねむ  
うつねとひまよ馬故実よ見へり 翁の四節の  
事よえをう

一 カル ナシトハ カルトヤシ  
一 カル ナシトハ カルトヤシ

馬よりあらかじめの付て杖つまめのす大近の馬博あまれ  
まろ馬よりあらかじめ先手をなのをひきあてて杖をつき我同  
もうりあらかじめさきて弦を馬のひのうへあてて弓を  
まそと手綱をあて鞍の前輪よ左の方の手綱をつま引  
つまいたの大指ようけもあらぬをかへておま、唐善記

昔ハ馬ニホシト  
リ枝の内向外向も又内向も又外向も強まるの方へ向ては  
あらひ必有キ物  
ガラモリ（ちと  
おでまつ）必有  
枝足と手足が  
のうからばゆ  
ありよかとす（せき）又外向も又内向も強を外へあててすとす  
網さばきとす  
ハあらむ想  
ハキミエシトハ  
後代よひて云ふ  
要述抄よ云乗馬すと枝をつきかもひよれどく  
まくとあすと  
ちくしよ依て  
縁側とすと  
べりきのやをうてとすと縁側を取てあゆすと  
たゞ昔のあの方  
あるよみ縁側と  
手すりすと馬は乗せ時にたのめうてをの方  
の手すりをひいてたのめぐりよせうてとすと

乗じてちやかにとどめられぬと、もとより、御内侍の如くあつておる時も同様に彼の窮屈さと眞面目な  
若きまゝらう枝をつき、あわらうと西の足もみすかあらひの  
傳家の足禮よりけりまゐるの、がやきにきり強へぬあれ  
まえやうとわざはずをいたゞにまづにきりよう一戸を上り、  
つゝ、上へ出でて、手の届よああうひはばあへ、そのこゑ  
をまづ、うそ枝をつきてもうへ、因縁を持てばいはづきのれ  
の外へ入さずやひとたゞく指と舌とおもひうせいたゞ  
出べ、強とうゆとの事もまことに

一  
勒、玄馬を引く。流と裸馬を引く。追物をする。右

代えりきの事細追求の部 まだまく

一  
かは仰と云ひ聲を切り下りてゐるのすく聲を刻りて場所  
持よせりもとばかり法仰と云ふ源平盛衰記卷十四云  
伊豆守仲綱ハ頼政本の下丸名馬名馬の大將宗盛の毛色も  
仲綱あれと云ひ水と安<sup>アシ</sup>とびぬけのひきれ、競、引<sup>アシ</sup>  
わよげる小船毛をひき、あせと聲をかり法仰よゆく  
今云かつたてと云わるや  
平家盛入道と金燒<sup>カニヤ</sup>と京へ向けてぞ放川と云  
令焼<sup>カニヤ</sup>ハやきりと  
小船もハ相政の赤坂渡辺義滿<sup>ヨシマツ</sup>と  
とえづ平の宗盛<sup>タミツ</sup>とし馬あり弓馬故寧ま萬世聲を切る馬  
ありかと法仰と皆人の口と云ひゆくや  
とすとすも又いふかことも云ひゆくもあつたるをば小いづ

昔物語  
見ゆ法師  
ハ今云かうて  
と云あふや  
令焼ハやきゆ  
をあつゝ燒  
あ

至耕村手耕拜記  
云發切の馬は  
て地を耕み更に  
但たういのうよ  
てかを耕み、  
ち耕とふく

がこととぞえ又云馬の髪ハ御髪やう一ニ品也  
御髪本体之ゆりやうより多くて結髪毛ハ御髪の先  
ありてあるて少數押切又皆髪とも云髪の先を一々零毛をつて六寸耳  
三十ニよ結玉とし押切又いりを云丸頭りか  
うがともいひ改とも又いひ髪ともかまふとよもいひ毛ハ髪の先押  
切て又左右よりあえをきくらひ形くらひいりよ結玉故かべ  
小いひ髪毛、いひ髪めはあくあれども想名髪切るる  
やうやうのまゝと云ひやうしともより髪切る馬と  
かりわうしとも云  
やうやうを後之故實よえをくらるの髪を切るが法昨不

あ外へ出でうる鰐の内へ皆のもとを端込くる。袴よもよも  
むくらう馬とえ車古もあり。○原平臺裏記。室井三平氏  
う冥。又云馬とつ。ハ情勞馬の意。角つゝうひ網入れハ京  
市はうう。シモ首をよいか持參。清う。シテうもや多様  
て物の用よひ。う。シテ

龜山日記云公方  
標馬を注文  
内侍ドハ參當  
走足ちもくして色くらやあるハ歎く以外よき内侍  
うすずあられとも人のよきへ追ねよきりよハ旋毛の紫  
ふハかくとくぐまに我索料よハ旋毛よかむろをりうす

一引馬と牽駕と兵列のより諸事商用抄<sup>レ</sup>引馬とソハ臨<sup>レ</sup>  
引<sup>レ</sup>モハ、いふて也て大名の<sup>レ</sup>の先<sup>レ</sup>ひ<sup>レ</sup>セ<sup>レ</sup>れは馬をもす  
繩<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>ひ<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>け<sup>レ</sup>ひ<sup>レ</sup>そ<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>先<sup>レ</sup>あ<sup>レ</sup>そ<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>諸<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>る  
也<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>大<sup>レ</sup>名<sup>レ</sup>あ<sup>レ</sup>で<sup>レ</sup>そ<sup>レ</sup>ま<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>此<sup>レ</sup>乘<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>跡<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>輿<sup>レ</sup>  
の先<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>輿<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>ほ<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>牽<sup>レ</sup>駕<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>室町將軍  
時代の<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>谦<sup>レ</sup>念<sup>レ</sup>頼<sup>レ</sup>朝<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>時<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>先<sup>レ</sup>牽<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>牽<sup>レ</sup>駕<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>の  
次<sup>レ</sup>牽<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>ひ<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>東<sup>レ</sup>邊<sup>レ</sup>塞<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>土<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>頼<sup>レ</sup>朝<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>建<sup>レ</sup>三  
年<sup>辛亥</sup>二月四日二不<sup>レ</sup>既<sup>レ</sup>神<sup>レ</sup>系<sup>レ</sup>宿<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>列<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>立<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>既<sup>レ</sup>涉<sup>レ</sup>  
先<sup>レ</sup>達<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>先<sup>レ</sup>陣隨<sup>レ</sup>兵<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>序<sup>レ</sup>乘<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>童<sup>レ</sup>一人<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>法<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>官<sup>レ</sup>  
署<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>若<sup>レ</sup>右<sup>レ</sup>大<sup>レ</sup>將<sup>レ</sup>家<sup>レ</sup>本<sup>レ</sup>朝<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>内<sup>レ</sup>調<sup>レ</sup>度<sup>レ</sup>監<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>内<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>六<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>陣

隨<sup>レ</sup>兵<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>矛<sup>レ</sup>子<sup>レ</sup>、  
一禮<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>乃<sup>レ</sup>予<sup>レ</sup>諸<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>商<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>抄<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>供<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>先<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>戎<sup>レ</sup>  
礼<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>他<sup>レ</sup>國<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>モ<sup>レ</sup>又<sup>レ</sup>ヒ他<sup>レ</sup>國<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>番<sup>レ</sup>戎<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>、  
替<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>弓<sup>レ</sup>接<sup>レ</sup>つ<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>了<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>太<sup>レ</sup>刀<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>き<sup>レ</sup>つ<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>太<sup>レ</sup>刀<sup>レ</sup>、  
一引<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>物<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>ま<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>繩<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>さ<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>門<sup>レ</sup>  
の<sup>レ</sup>外<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>さ<sup>レ</sup>繩<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>さ<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>假<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>初<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>繩<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>  
持<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>牽<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>綱<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>輪<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>つ<sup>レ</sup>、<sup>委<sup>レ</sup>綱<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>的<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup></sup>

弓<sup>レ</sup>故<sup>レ</sup>實<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>そ<sup>レ</sup>う<sup>レ</sup>、<sup>綱<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>遇<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>あ<sup>レ</sup>、<sup>引<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>あ<sup>レ</sup>り</sup></sup>

依<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>尾<sup>レ</sup>綱<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>、<sup>綱<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>手<sup>レ</sup>繩<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>先<sup>レ</sup>ひ<sup>レ</sup>き<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>  
渡<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>清<sup>レ</sup>水<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>手<sup>レ</sup>繩<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>、<sup>差<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>牽<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>輿<sup>レ</sup>同<sup>レ</sup>  
可<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>、<sup>是<sup>レ</sup>武<sup>レ</sup>家<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>法<sup>レ</sup>、<sup>又<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>家<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>同<sup>レ</sup></sup></sup></sup></sup>

事ニ枕義蘿葉一筆持改兼良  
之附作の書ニ云賜公涉馬阿隣テ自中門切妻徒跣指笏ニアシニテ或懷取涉馬上手綱或下手綱見玉一藻暦仁元年向渡武家ヨリ古武家と云ハ室町殿謙倉賴朝の時代古代の武家を云々右手綱より清風差繩ス而て受云後アヒタ之ノ東御坐ミ九文治五年已酉六月廿日ノ條大庭平太景能志武家古老山畠賜涉既ヲ置鞍小山七郎朝光引立座上景能立綠朝光取差繩端投景能ノ景能乍居清取今取郎從二品入侍之後景能招アヒタ胡光賀云吾老耄アヒタ上保元合戰アヒタ時被アヒタ廢アヒタ後不行歩進退令難アヒタ舞領アヒタ馬難アヒタ下底上アヒタ處被

投繩思其芳志直千金ニ二品又感朝光所爲給ミ右ハ差繩アヒタ渡ル按ルニ前ニ記シタル暦仁元年ハ文治五年ヨリ五ト手繩ニテワタストノ違アリ但京ト田舎トノ風俗ノ替アヒタ故前ニモ云コトク京都將軍家ノ時ニハ手綱ヲ取テ請取ワタシ有シ也鎌倉ノ時代ニハカヤウノ禮法モイマタトノハサリシニヤ

一馬の髪の白きを雪アヒタうみとアヒタ夫木抄原仲正の歌よ「山のり山のくねのすいよもじこすのむらうき」と歌ひゆかのむかの花の白きをすの 東鑑卷十一見アヒタ馬の毛アヒタすあれアヒタ白アヒタ黒尾毛アヒタ白栗毛アヒタ赤葦毛アヒタ白鹿毛アヒタ黒毛アヒタ鷄毛アヒタ同卷廿一 同卷廿三 同卷卅三

トゲのやつらをいさくときとハちやひごとあらうがい  
一原順家馬毛名款合のもの毛をシタガフ木抄ヒタチ○あださきのこま  
毛ひぬあらいたるあださきのこまとつた  
毛ひぬあらいたるあださきのこまとつた

いもすかそれ○あらうのつま  
つまうよあらいたのあけあひつんやハちとハ足う股  
のあらうよあらいたのつまう股の連々○白糸のうそあらうのうげひ  
うそあらうのうげひ連々○毛又とも毛あらうのうげひ  
いでみとみよアすあらうのとくけあらう○かち  
次廢のあまの終タつてもいとあらうのうちむちの泥  
うちむちカチコラハからん毛れびらハからん  
からん毛カランモのうも

一さきはくわとおとおハ白毛を云ひてもあの方まで

細長く角をもたらしたると云鶴の形のゆへひるばう白  
毛をすくひとおとお月よたとてりと額白ツキシロとおとお木抄  
家集意影中源仲正シテあらうといもうやととをそそぐて  
ゆく月ひたるあるこゑよまくとく

一さくはくとおとお鶴額サクシロとおとおじるども云うの鶴又鶴の形  
のゆへ角をもたらしたると云うの鶴又鶴の形  
之物いまとおとお鶴額といえば鳥もすみすみと鶴ハ官佐あ  
る人所持するものいもべき物又ハ鶴もすみすみと鶴ハ官佐あ  
る人所持するものいもべき物又ハ鶴もすみすみと鶴ハ官佐あ  
る人所持するものいもべき物又ハ鶴もすみすみと鶴ハ官佐あ

一公方様室町は廄屋のす諸家通用抄北畠家記廄中はる庵

馬屋のす三光  
院内府記見る  
馬具の部より  
見合へ

ハ常は古廻所と古對面而とのすよ二間のはる庵あり東  
の門の前より西むきに捨かるのは馬屋より上二ふみえ  
廊下つきへけをやつ取うりとて手繩のことくうち  
すぞくとさきを戸口ばかりにいへりあの端を思はる  
やひく後うなよまめひ付て黒毛毛をすなきせらす、  
あく者ハ股うりもあくとよりハ弓をき手繩をせらる  
至ハ馬屋の者ヤキよつてもひあくう杖とびとばす  
ひ志モととばよきよよ向を指し次郎四郎兩人仕配  
以へり又えもくあハ名目もる  
根下、庶あり

一右同書よりはる庵よりたぬ毛い河毛又ざつが承

主大名より承

一真馬の事右同書より真馬トヤハ五月五日より徳國より  
糸ゆをひあそては廻舟乗入る内すのまひ出度を參る  
也てありゆそりてすのりゆえもく真馬ハ徳國よりみゆき  
物はあるるゝ皆三方の所へあるを三方に賛有て  
禁裏へ献せりとて内とて内裏をさる

細川澄元坐脇  
記云馬のすよく  
ア走り常の轡  
すまばく足よ  
てもすそ古  
まくとまくと云  
ハ今唱麻子足  
すまへりと云  
まへりと云

一笠車大追お流瑞馬れがハ多そ鹿子足す事て射りと廉  
子足と云ひたくと足の射したく足ハたくと輪主  
をつく拍子せりと廉子足ハ拍子の事とすて射あり  
廉の走る足のめくうちめく廉子足と云毛い所約を

麻子足と云名  
目ハスア

餉ひをそだく是より既くはあつこひ之若足ヲ一度  
ミ上テモ形ノ足アリム 猎の時もかの足アリヘーやがまハ  
ベーやぬまいかきケ犬追おをる所ニテ脚と云ふ事ありあすり有  
因故のあくやあまゆうざうかのこ足をも用ひいもあ

一馬鹿ニ猿を養ひす大和本草ニ云馬経ニ廻ニ母猿と立  
馬乃疫癪を除くと云リ 潛確類書曰猿皮辟馬疫  
本邦ニモ猿ノ馬病をきる隻をあれり又東晉の趙固將軍  
甚愛スル所ノ良馬死ス趙固是ヲ惜テ賓客ニ接ラス郭  
璞ト云仙術ヲ得タル者河東ノ乱ヲ避テ此ニ至ル門下守  
ル者シカクト語テ内ニ通セス 郭璞カ曰ク吉レ能馬ヲ  
活スベシト守ル者驚テ入テ白ス 趙固趣出テ云ク君能

吾馬ヲ活サンヤト郭璞カ曰健夫二三十人ヲ得テ皆長竿  
ヲ持シメ東ニ行コト三十里ニシテ丘林廟社アラハ便ナ竿  
ヲ以テキ拍ハ當一物ヲ得ベシ急ニ持テ帰スハ馬活シト云  
趙固其言ノ如クスルニ果シテ一物ノ猿ニ似タルヲ得テ持テ帰  
ル此物馬ノ死タルヲ見テ便其鼻ヲ噬吸ス頃アリテ馬  
起テ奮迅嘶鳴スル事常ノ如シ又向ノ物見エテ趙固  
大称賞シテ資給ヲ加ヘタリトニ右搜神記ノ趣也又  
漢書始ニ東晉の大將軍趙固ノ弟の馬暴ニ死  
す將軍直を悲しむす甚ニ郭璞これを以て我ニ死  
キはさんとて數十人をして竿を持テ行事ニ千里

もて一獸をほりて形猿のゆゑおゆて馬のあよ主  
被獸、鳥翼を以て馬を吸ひて馬起て謂り幸故のゆ  
將軍、甚悦べり今獮猴を以て馬飴の中よ置くも  
是より却かうと猾夷志よ出たり

一あづく馬を立<sup>ハ</sup>ト云後足アフニに繩ナシ括大追拘改清記  
ヨウちあづくアモハ繩をますべて腰帶よ繩を入れて  
引返<sup>ハ</sup>前足アリのアリヘアリテウツマシムア  
強<sup>キ</sup>アリヘハ先ヘ馬ころびてれ程らゆま丁仕<sup>古キ</sup>之出ニ  
山林ラニカキタルアリアカリ馬、繩ト云事<sup>ヲ</sup>知ラヌ人ハ不審  
シテ竹<sup>ス</sup>む、繩ソトエアリアカリ馬ヲアカラセスルノ繩ナリ  
かや<sup>ヒ</sup>ト馬とハ馬の足のもとびおたの末後<sup>ハ</sup>足を一處<sup>ニ</sup>

ま、かび次よがのあ後の足を一度まとめて、おもへつた  
まよ足をまとめて、跡足すてからあゝの駄語へからあ  
ハおろそかとくすくらの馬ハ足を罗拍子よそこ  
が細から足つづひかわくのるハ足を下わすよもこ  
びて足つづひからそくはよだまうのちわくのくらえ  
おろそかとくすくらシのまにご

一ひへり比馬といふの常の足つうひのことをいふやうに對  
して云名曰くひへりひへりあゝの略語に常足とも書  
ひとより多くひへりれるのも、びやう、いたの、おひこ、次、よ左  
の後足次は右の左足次は左の後足めば四脚拍子不

シの字よりて  
もとぞちの歩道を走りとま  
ま車のうべて

一  
つ馬といかへりをすまつま上りたるゆくまでを綱  
を引つてゆがへ行く馬をえ素人をつねす意  
一  
シみ馬とハ屁ことあともあらひ引出といひゆゑ  
一  
いひどももいがともども云ハ先へひまよとすわちを  
いひあらまよはあらひまよ先へすまぬ

ハチ  
ノ御子綱ハシモトノミコトニシテ大追捕出法作ハシモトノミコトニシテ大追捕出法作義事ハシモトノミコトニシテ大追捕出法作有る方  
書ハシモトノミコトニシテ大追捕出法作信綱記ハシモトノミコトニシテ大追捕出法作ナリ

てみじかさうじゆも懲りぬく取ひてひぢれ後まゝる  
と、ハツもちたづかくひて、又わき、キヌヨリ、おハツトハ  
未あ連りた

の停よねゆいのまゝの腰よたまきよをく、猪付てくわくとめう  
あぐらをあぐらうてかまきたくくハツがうみよもくハツ神を  
たくくひぢの形よ似る  
やハツむちよあくび

見ゆるまゝ、とてたのひゝ首をすお又るのまゝうらぬまよ  
うまる手の後をすくかももううりのまきをあらうもあり  
竹馬記由古波伊豆守利綱の家紀え思えたり元馬術の古書よ  
鞭のあふあまアマあれども今世の人ハあふをそくよ先  
えず口もれたりかけ足ハタハタをあひ、門うへりをあけあう  
馬の乗入スルまゝもつて古今大よ遠ハシマツ今乗入スル人ハ  
細長さスリナガサもの足ハあまちひる上アマチヒル人の身形美く

謂ひ人毛馬もくせあきづかくうめりおとて人の足をも  
みてやまあるを買て參入てくるもくよ賣さんともももぐ  
今世のるるのまきと且るの足あくハ地道あり。かげの  
ふう外か細長き馬場にてかの二ふ斗マダリ入  
るもへるハそれの三尺へ外の足を知ぬれ(左右)お  
返しに參廻り俄ヌ足をつひうめりより駒さりゆく  
る上まで兵具をねら振廻り敵を左右お後(追ひ)い  
か(一)めり戦場のもくさき英ヌ大退物の時大のにどる  
よほの追うけ又撿見よきをかけられて俄ヌ馬をもと  
めるるゝあくぬ足るの歩み別ざるうむと古の參入船ハ

相廣の馬場たてうことその足をもとく參入せ也  
古の足あくはけくも今地道もくす今比りもくももく今  
サタカくもだく足とくそハ名のく有て多く人か  
えたりあくあくもてきくよ出るすあり。かのこの  
たくより俄ヌ足あくを參り半あり多得をもとく  
余入り俄ヌ足あくを參り半あり多得をもとく  
馬上もて兵具をつひうを射たる箭後へ參廻り敵を  
追ひすくつまゆをもくして戦場の用よ三(き)をも  
あくもとくそればちく大追ねをもてるよ足つひをも  
へるりとく馬を賣ざきあくせす足もくするよのま  
形を人の足猶もすりゆをもとめせず今世の參方戰場  
の用よ三(き)をもて近年軍馬とくすをもくして馬)

と兵具をつまむ事もそれどもあきらめ  
戦場の用よき軍とも思ひえ未武士のるべるハ戰  
場よ用んうるあれバ別よ軍あると車、あるまざきすすり  
先きよ別よ軍馬といふすを、<sup>出だる</sup>かうき車也  
古の東方の事ある東方の繪圖をそそ抜く細毛きる場  
そハ古のゆゑの事入へあくぬすを考へて又馬より  
をとくもと足の筋を切るもさうしたれの病足のや  
ゑぬよあくて足のかづくるハ戰場の用よたりすま  
るかどを好むハ人のゐえあと賣りますもむちに  
<sup>書名</sup>  
うばの比々<sup>ノ</sup>東馬方の事よきづづくだくの

車くまくだく今世だく足とま同一按よ、<sup>ノ</sup>とハ多  
尾の湯、<sup>ノ</sup>とハぼくと尾と鞍をつくと、<sup>ノ</sup>と  
あくとおを腰<sup>ノ</sup>とくとく、尾ときて鞍玉をつまふる  
足とくとくと足の馬の足とあくとくとく

一詠こあれば<sup>ノ</sup>因書よ三絃<sup>ノ</sup>と<sup>ノ</sup>ハだくのねよりて端  
のまくるやつあくとくとくとく  
一詠こあれば<sup>ノ</sup>因書よ三絃<sup>ノ</sup>と<sup>ノ</sup>ハだくのねよりて端  
のまくるやつあくとくとくとくとくとくとくとくとく  
方へもりりてあせぬことひとハ高<sup>ノ</sup>と寄れとき

馬うれきく事せゆきとすれど

一馬を養ふる事え能ひぬべく馬ハ野毛生れて  
野の草を食て生もむる物之草ハ弓の天給の食あへられ  
飼料ハ草を以てオーとて精良かほゞ次とくとケ<sup>ヤセ</sup>饲  
べりけさればる強く肥す瘦ざくと足鍵之豆を  
多く仰ハ馬大ニ肥過て身すくと遅く息を切て  
やまニ馬ハスノ筋ニ傷クヨモ<sup>ヨロシ</sup>淑<sup>ヤセ</sup>軍用の筋も衰え  
放す見放をもじして肥りを收ムハ武事は疎きもア  
又厩の馬は多ハ得入る。食を肴せんかくすマハ  
跡<sup>メテ</sup>ある所余をきるぬあくも食衰<sup>カキセ</sup>てるの才を

おこすれバ強くありて軍用<sup>ミサガ</sup>能<sup>ハ</sup>るの天性を  
知べ

一馬を將軍家<sup>アリ</sup>へ進上<sup>ハ</sup>鞍置馬<sup>ハ</sup>添て裸馬<sup>ハ</sup>進上  
もも<sup>ハ</sup>足<sup>ス</sup>引副<sup>ト</sup>ミ<sup>シ</sup>今川<sup>アリ</sup>俊<sup>ハ</sup>双紙<sup>ハ</sup>馬<sup>ハ</sup>進上  
もも<sup>ハ</sup>鞍置馬<sup>一足</sup>ばく<sup>ト</sup>う馬<sup>一足</sup>引副<sup>ト</sup>号<sup>之</sup>年中行事  
繪朝觀行  
銀面尾袋<sup>ノミ</sup>カケタル御馬<sup>二足</sup>牽<sup>タル</sup>船<sup>ヲ</sup>画<sup>カキタリ</sup>

一馬を牽<sup>テ</sup>て脚<sup>ハ</sup>目<sup>ハ</sup>手<sup>ハ</sup>縄<sup>ミ</sup>ひくと手<sup>ハ</sup>縄<sup>ミ</sup>ひくとの  
事別の<sup>ト</sup>今川<sup>アリ</sup>記抄云<sup>レ</sup>蘿倉將軍の元<sup>ニ</sup>の焼飯の馬<sup>ハ</sup>  
手<sup>ハ</sup>縄<sup>ミ</sup>あかけて<sup>テ</sup>手<sup>ハ</sup>縄<sup>ミ</sup>手<sup>ハ</sup>縄<sup>ミ</sup>は可<sup>ハ</sup>く<sup>ト</sup>う馬<sup>ミ</sup>一の  
は馬のめく二人<sup>ト</sup>て牽<sup>ミ</sup>普通の役<sup>ミ</sup>ハ一人<sup>ト</sup>を引す

ありべし事ハ多きあるを引くばう馬のめり何も引五馬  
の馬ハ引手無りはあらず法口をかすはるゝ法口をす  
正面又立向て西のうつこの御てをとまる内  
えどすまをかへて三足をまかまし今内大草子云焼飯に馬を道  
よハ鷹並馬一疋ばどこの馬一疋引副と号ひ役人ハ徑と  
る烏帽子懸きと赤を結て一からくして袴のゆく  
たちをすく捺て引くおおせの手繩を付す下手の者を  
引手を下手ハ中間の役に引副の者ハ始の役人曰曳く  
是下手の手繩をべらじと一人引ゆ之おまセの手繩とハ白  
えくろ又ひよ繩と幕の手繩の如く椀飯より上の馬ハまづまハ鷹子  
あつてまよあともたれよせて引くるの左を上も右を下と  
す上手ハ侍の役を引手をハ中間の役に中間の役をあともたれ  
て下手の者を引すりといふと下手繩のすじに用ようす時二人とも

也左より下手をとくを中間ハ退て侍一人を  
よつぶをひそひそ引く常よりおもてを引く

一馬場と云名目上古より云り平城天皇大同二年五月  
壬辰鸞輿晨駕臨御馬臺云々又桓武天皇延曆廿二年  
正月己巳御馬場殿觀射類聚國史 日本記畧されば馬場と云ひ  
又ハ馬場何より殿亦馬場殿とも云馬場と云名目  
久くとぞ

唐土木馬ノ名見  
エシハ性理大全六十四  
宋孝宗ノ条采子  
曰孝宗是甚次弟  
英武劉恭甫奉事  
便殿嘗見一馬在殿  
庭間不動疑之一日

一木馬と云古代ニ多く所見あり慶長以來の物と云  
云證ハ高麗あ藝多好玄乎綱切掛と云火天文の云我  
ホ一族ト高麗小四郎ト云之のもう世不勝ぐる藝能  
を互うおぢて云々と云ども云をハゆ葉半身たけて余

問玉公明曰此  
劍木爲之首方機  
之暇即御之以聾據  
鞍騎射故也云宋  
孝宗隆興元年、  
本朝元祐院長竟  
元年二當ル

名をあらざまゆをうひるかとふくうけを作てかの  
度教よ重き不斷女房よ口をとくせをくは文として  
考色ハ木るあくハ馬やど小勧うけハ作す。さきえ木  
馬あき禮接せば十訓抄す木るの名目出人れとも  
是ハ罪の具すて木馬の證よ

一葬禮の引馬の事 宛太記云 宛太山在陣ノ事ヲ記 葬礼方  
の方松院義晴公江州  
の事也ハ松田九郎左衛門の頼隆沒したる 義晴公の門役  
ハ松田對馬守盛秀ワヤ先は先スカタマキ毛の太選スカタマキ勅等  
にびきの歎タケ證の肉ミをすでを塗て被ヒす  
あきとそそく先例も伊勢同母のもの也。とば奉へ

ううしよ折腰シテ。張タテ。身カラ。どもあくをゆ既アリの舍人  
よひりせて体勢次郎左衛門の尉イニヤ定清一人奉服ヒニユを清  
秉炬ヒニユの時 すま滿て大鹿を三度ミドウぐつて後は馬をバ秉炬ヒニユ  
僧ソウへ

人ども例シテ妙安和モウアハのササやヤ小役コエせを別ヘタて哉  
歩ハシよタク。真丈マツタツのひきハ純色シンゼイと青シモて巻マツきのひく尾テいわふ  
思スル。文鷹ムシハヤの肉ミも魚シモ。皮スルのうけタナ。ハさすうの頭タマをもとムか  
けて脚シタもしゆふ。内シモもけて足シタもくろシタも連シタももかくシタもくろシタも  
者ヒトとハシ。きぬシモもくろシタも常シタもまくろシタも用シタも必シタ役シタを付シタへ矣  
ハ居シタも凶事シモもハ年終シタも

一 馬具マツヅク 部

一 古ハ朱めきの鞚又タラ 鎧の内黒アラシ 々多モ紫のちうど  
茶カ ハ人のせぬるに因記イニシ て之を知べ今ハ人ひさう世  
もも又手綱ハシナ 古ハ布ハタ ト筋スジ を深ハシブ るを用ひて之が  
索サヌ のちまらんがを用ひハシブ て古ハシブ てもあを用ひて之  
る具ツク も武具ムツク も古ハ故ハシブ 実ハシブ て之を用ひハシブ て之  
一 赤アカ う鉢ハチ の鞚タラ と武鎧ムツケ 记イニシ て之を用ひハシブ て之  
を鞚タラ くすえ蓑ハシブ 国カントク を用ひハシブ て之を用ひハシブ て之  
すふ竹アシ 木キ すえ又ハシブ 番ハシブ 国カントク を用ひハシブ て之を用ひハシブ て之  
一 馬の鞭マツヅク をもちと云ハシブ 虎タケ の鞚タラ まつちと云ハシブ て之を

送りあひは荒地あるるの敵をもがまとまへ候を好す事

藤

鞭

モジモス藤もス鞭もと云うむれう至外古事よりのびらきらす

いふもはく鷹の敵を以て祀の車ハシアキスニ敵ハシれる  
物あり前ハシもとハシあはせど車名、鷹ハシを據ハシるといふ古  
事ハシ「口ハシ餌ハシひき嘴ハシをもすふ鷹ハシあう腰ハシトハシハ  
敵ハシうと於ハシれとあり馬の敵ハシうわある。前ハシもとハシと  
鷹ハシの敵ハシ鷹ハシをあつめよ何ハシも鷹ハシの羽ハシあふをかいは  
うをめえされば鷹ハシをうと云々車ハシ」

一般ハシハ馬の脛ハシを痛ハシれ奉ハシ一が御ハシきハシを

唐のむちハ先ハシ草緒ハシを付ハシるを  
草ハシとすや馬ハシの皮ハシよハシり  
足ハシ骨ハシをハシめ  
唐のむちハシ此ハシ草ハシ

肉斗ハシをハシて骨ハシをハシてハシをハシむちハシおねハシのむちハシをハシ  
て少ハシねハシやハシて虹形ハシすハシと古事ハシもハシは傳ハシも  
うう上げハシたハシまもひきハシのまハシふうハシばあくハシつハシ骨ハシ  
いハシりハシめハシかハシいハシひきハシぬハシきハシあハシりハシをハシらハシうハシすハシき  
たハシの口ハシ傳ハシもハシろハシのうハシこハシくハシうハシをハシ力ハシをハシす  
おハシびハシやハシすハシをハシのうハシこハシ痛ハシるハシいハシあハシば

一ハシてハシら切ハシ付ハシて白ハシき防ハシ已ハシラ藤ハシ皮ハシ  
うハシきハシと黑ハシく紋ハシをハシあハシりハシあハシう白ハシきハシる  
あハシをハシうハシ引ハシてハシとハシきハシ武ハシ雜ハシ記ハシ酌ハシ并ハシ記ハシすハシたハシ

はくら切替の句引同皮の替を用ひてう切替引

同皮の替をも時あり耐ハ必用ゆ。これを今知じ

一 武難記はくら切替の多時の耐用の経を、やきいみを角

タニ、不及見ひ家との役をもくせんてう角ひたさびの

内ハ又てう角ひた三好亭勝成を記すてう切替は役

三好、黒漆幸竹徐繪も亦或全てう切替ハ革よハ

あくまでも革板を組たるねえ革と魚子をもむき繪

ももくろきは役をもく正役あり家田家の代よつう

切替といひ地にうを組と。又貞衡說白き拂拂とも包む

も白せいこくも革と組たる切替の代よくとおもふくと、革と組

きくハ要一ときある。ゆへ後はそれをかえり用ひ。もくべく貞丈云

革と作つたるハ繩のあぐみりきを白あめし革と包たるを、  
代よ用うる所りそれとも本の名を失せし革と作つたるも

つら切替ともあん。上堅記云、承正の既上本をあさ切替ハて

ち我家の役をつらさんかり付と。又ハナヲアミモアニ

又江小記うちつら切替本くあめし、昭安ニ又高忠サ宣ニ

犬革拂い。何ハむきもくの切替不苦唐を組又は拂の犬

革拂のすよつら切替ありべつたてつら切替本く

一くハせんとハ赤きもくせんの多く火繩と書く。火の多

めく赤き赤きとハ武難記はくらせんのくらを復の多

辱いへど赤赤きもくせんの多うそいを形のねは付文書院

事はあらず羅刹のすも

一赤毛纏の鞞覆のす又火纏の鞞覆とも云ふが將軍の所持あるを時代禁制である以外の毛をも纏ふ不用ければ毛纏とうべ世のすせんよけに世縫ひ云ふわく異國より來る物也(平人ハ用ひ事をやられずは先あれば用ひと)序内書引自よ<sub>試引付ハ伊勢ち  
真忠調追引也</sub>

毛白金袋赤毛纏鞞覆序先へ儀太刀一腰  
<sub>家助</sub>馬一疋<sub>河原毛下</sub>鶴眼五疋列來目出<sub>り也</sub>

八月十日 大永二年す

三雲源内在ものとく

是ハ赤毛纏そ<sub>毛白金袋</sub>  
毛白金袋毛纏鞞覆放免<sub>河原毛下</sub>禮太刀一腰 貞守  
んは先の内書<sub>鶴眼五疋</sub>列來目出<sub>り也</sub>

六月十三日

一

一松浦吉良<sub>先祖</sub>義教<sub>子</sub>火纏の鞞覆<sub>免</sub>今  
に緋羅紗<sub>毛</sub>色たるくかやひを在りて用ひと云ふ五  
大双紙<sub>毛</sub>赤毛<sub>子</sub>せんの鞞<sub>免</sub>ひハニ方極<sub>外</sub>も  
大名<sub>子</sub>の免<sub>は</sub>古<sub>ハ</sub>かけ<sub>れ</sub>つる毛の<sub>免</sub>ひハニも  
誰もうもひげ<sub>ひ</sub>ゆき

一唐の切付<sub>も</sub>も纏の切付<sub>も</sub>せんのすも

ありすごとくそのうへのよし

平左衛門語卷之五  
忠清ハ子の馬  
モモ吉と上  
根ちうがひかけ  
てうひあ

一かづきあううい上総國よりゆ。名あて、鹿川往来より上総  
鞆とあつて外田記はあひて、謙倉將軍宗尊親  
王の法河謙倉と内記兵庫元深鞆の故実を注進も

上堅お云鞆牛  
ぬきありあらう  
一名を、袋あらう  
いわ云坂東鞆  
ともえ貞丈云  
鐵といひ袋と  
もあてるれバ  
一サの綴の袋  
いふれのめく  
れりあざし

もすもあまぐと、もんどうあううのすとほ供が實記は  
足あらば東鞆の上総ちうふのすあう一系とて鐵の  
故ありあううとま

一  
上堅お云鞆牛  
ぬきありあらう  
一名を、袋あらう  
いわ云坂東鞆  
ともえ貞丈云  
鐵といひ袋と  
もあてるれバ  
一サの綴の袋  
いふれのめく  
れりあざし

色んぢやく鞆と云はたがき小かきれ名之延喜式<sup>アマニ</sup>曰  
凡六位以下鞆鞆總不得連着但聽若鞆衢及後末<sup>アラシツクルコトハユスツクルコトノツダ</sup>

音韻語云  
あらまきだ  
る向て三の  
くもせんゆ  
あらみの山以  
まあるを

は心ハ延喜年中の法より六位以下ハ鞆の總を云ひて<sup>アマニ</sup>移て付  
たりをハ用ひ事ある。されば但鞆の辺の不と鞆の端と  
ト總を付するをハ傍見也或とへ鞆の近とひてちのの  
不を云<sup>アラシツクルコトハユスツクルコトノツダ</sup>連着の二字を色んぢやくとみて總をいふも  
あらづねて着と云は連着よりがく小城さの兩ふあり  
大がくを厚がくとも之を鏘折田古鞆キイサク總短追  
代鞆も大ク總長<sup>アラシツクルコトハユスツクルコトノツダ</sup>と云はば上古ハ小總とてを後大總ハ  
出來たり。又鞆の邊ふぞうを可使ひるをばは總と  
いふを拵。葉葉は連着小孫は總と見えまう延喜式云

鞆鞆衢と云ひける

造考

世俗淺深松抄ヲ

見ルニスハヘシリ

カイ赤ナシ草

ニテ縫タルニ相

違ナレ楚鞞ニ

季葉付テ唐

鞞ノ具ニ用ル

事見タ一

スハヘシリカイ  
楚鞞

トツノ物ハ詳ちに錫抄より楚鞞の名をえて赤滑或

ハ朱漆廣一寸四分四方長廿四尺二寸半也。それバ革まで縫ひ

作て鞞とももひりて木の枝も又ハ枝あり。楚鞞革とも

作て總あまき本の枝も又ハ枝あまきふたとてする物也

作りて總あまき本の枝も又ハ枝あまきふたとてする物也

アカニ一遠江あると云ふ。遠江より出。萬深のあり。アカニ一

遠江あると云ふ。遠江より出。萬深のあり。アカニ一

足根へ

一足根ももうどくえ、木綿緒をもとて鞞もたらすをも

鞞は余肉一枚彈てり。伊勢守貞春へ尋す。室の内

ももうどくえ、のゆゑ、貞春答へ。ももうどくえ、

足根ももうどくえ、不苦と仰る。ももうどくえ、鐵らぬかと見

え。ももうどくえ、今もかき糸を差して縫よどむ。鞞もうどくえ

一あらういのを古ハおもひむあういあらういもよ平人之

あきを用ひ方襟の裏を活用ひ入道詰附あらひ。拂

そくももうどくえ、を用ひ。日記もとをもと。日記もとをも

ハあきをもと。もとをもと。もとをもと。もとをもと。もとをも

セ。もとをもと。もとをもと。もとをもと。もとをもと。もとをも

う。もとをもと。もとをもと。もとをもと。もとをもと。もとをも

も。もとをもと。もとをもと。もとをもと。もとをもと。もとをも

も。もとをもと。もとをもと。もとをもと。もとをもと。もとをも

ナヌト事ニシテハキトシモ又ミナムテシトニキトモ一  
モ捨て大方をあたてニシモ未トモニハ況ひく  
ミのまうとじすの字きよもじかうはきそつてのまの物語) トボウキ  
トシハクウツの名前ナシ小笠原傳オサマタケルおも持清入道津元の  
墨れくうの馬マサカの布ハタ、うづはさ  
トホレたう又う馬故裏の馬マハいつてをうはさとよと  
けの馬マとの世エダをもと日本之津元入道スノウの國クニ  
宝徳元年十二月十八日トホレう馬故裏をもれり体勢勢セイセイ  
在リの耐タマ真順マジンハ天文永祿年中アヘンヨウロの今ハ寶徳元年より永祿  
元年を一百十年後ハヤハヤの間ハかちうい西ニシモ不ハズモうはさ  
トシハクウツの馬マサカの布ハタ、うづはさとよ

アラハトナリミの鉢石審スル矣丈ヒヂハナハはキハニテ健ケンヒリ  
ムトモウムのハシハシとけみとす強クダタマニシハキトシ  
初ハ合ハて水ミの二字ニシテをあてよ國クニひよもと  
一ハあハ徳大寺タクダがく云名目古ハシうあハシ義詮ギシ三陽系内記スル  
原總ハラツの風ハラ孰ハシと左ハシをかリ二行ハシ字ハシ又總ハラツ  
うハシとげうも主ハシ義教ギジョは元服記ハラツをもう若ハシハ志  
マシハシといハシおハシいしもハシいは肉ハシよこハシをもハシをも  
トもハシてハシ方ハシの緒ハシ圖ハシ大追ハシ圖ハシ送ハシあハシす  
一ハシトうけとふハシもハシいのすハシ道照累草ハシもハシもハシけハシも  
あハシいハシとハシもハシもハシも

一三サがいとち詞古アリあ 古事記ハタクと歎ハタクとて云ハタシテ云ハタシのハタシ熱名ハタシ  
ナハタシもハタシ又面掛胸掛尾掛ニニアリ 餅掛ハタシ又掛ハタシ字ハタシかけハタシ  
かハタシもハタシ喝ハタシ音相ハタシ有ハタシあハタシおもハタシうハタシいハタシむハタシあハタシうハタシいハタシもハタシ  
うハタシもハタシ云ハタシ後代ハタシ三ハタシもハタシ云ハタシ有ハタシたハタシもハタシ佐野ハタシ三ハタシいハタシもハタシ不ハタシれハタシ云ハタシもハタシ云ハタシ佐用ハタシ之ハタシ下野國ハタシ佐野ハタシ庄ハタシよりハタシ作り出ハタシ又佐野ハタシの西ハタシ方深垂ハタシもハタシひハタシはハタシ所ハタシよりハタシ出ハタシをハタシあハタシ不ハタシたハタシれハタシもハタシいハタシとハタシすハタシ

一  
五、掛拂のす 光大団山辭記より戴墨れたり  
五六掛の正流を傳へれども、以ての推考の流あれハ  
山家割りありぬ真文翁後は五六掛證考といふを一

冊を著し、後世の全文を記述す

五六掛燈考

○五六掛ノ燈ト云ハ鉄ニテ骨ヲシテ木ヲ入タル燈也何故ニ五六ト称スルト云ニ諸説區々也其諸説尤ノ如之  
○或云燈ヲ釣リ置テ五六三十貫目ノ重リヲ掛テ試ニヤナイ葉伸ルヲナシ故ニ五六掛ト云ト也貞丈云故伊勢因幡貞域ムラガ弟子伊勢淨齋云燈ヲ試ニハ三十二貫目ノ重リヲ掛ルトゾ右ノ説三十貫目ト云ハ二貫目下足也三十  
二貫目ナレバ四八也五六ニハ非ズ右ノ説用可ラズ

リヲ掛ルトゾ右ノ說三十貫目ト云ハニ貫目下足也三十  
二貫目ナレバ四八也五六ニハ非ズ右ノ說用可ラズ  
○或云燈ヲ釣リ置テ五六三石ノ糸ヲ重リニ掛レニ挾葉

伸ルヲナシ故ニ五六掛ト云ト也貞丈云此說前ノ說ヲ  
轉變シタル也用ベカラズ

○或云鐵五分木六分合テ作ル故五六掛ト云ト也貞丈云五  
分六分ト云ハ何ヲ以テ其分量ヲ定テ云ヤ詳ナラズ此  
說モ用可ラズ

○或云昔甲州五六ト云里ニテ作り出シケル燈ヲ五六掛ト  
云ト也貞丈云甲州支配御代官ニ尋問シ五六ト云掛  
名ナシ此說モ用可ラズ

以上皆異說也

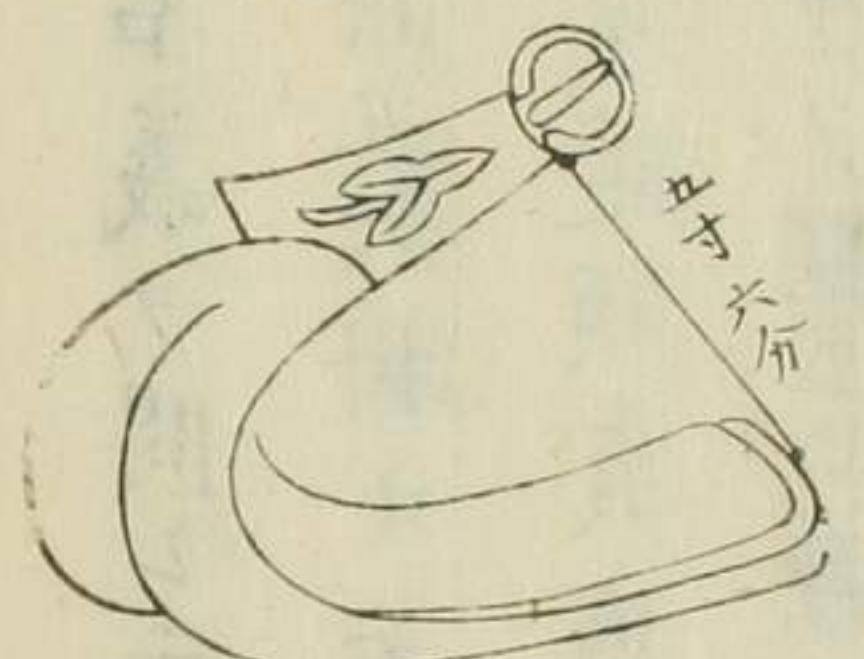
○貞丈先年元文ノ比伊勢因幡平貞域

大坪直弟鞆  
燈作之正統二

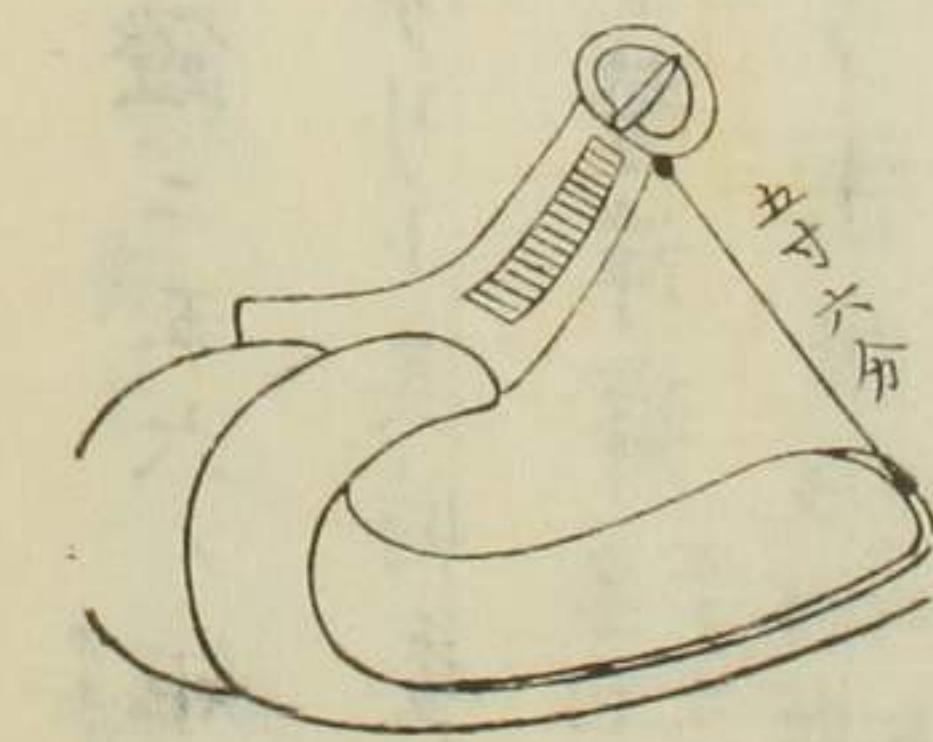
五六掛ノ名義ヲ問シニ貞域答云燈ニ五六ノ矩ト云  
「アリサレバ五六掛ト云由傳ヘ聞ケリト其時委クモ  
尋問サリキ近頃貞域ガ弟子伊勢淨齊名曰全用二五  
六ノ矩ノ事ヲ問シニ淨齊答云燈ノ高頭トモ云或謂頭ノ付  
ギハヨリ舌先ノ外稜マテノ間五寸六分也燈ヲ作ルニ  
此五寸六分ヲ以テ定法トス是ヲ五六ノ矩ト云此五六ノ矩  
ハ木ヲ入タル燈ノミニ限ラズ鐵燈モ亦五六ノ矩也古キ  
燈ニハ五六ノ矩ヨリモ少延タルモ稀ニハ有リト貞丈右  
ノ說ニ付テ木ヲ入タル燈ト鐵燈ト両品共ニ高頭ノ付  
キハヨリ舌先ノ外稜マテノ間ニ曲尺ヲ當テ試ルニ五六ノ矩

合ヘリ或ハ燈ニ依テ一分又ハ五厘許ノ伸縮アルモ稀ニ  
ハアレ正五六ノ矩ヲ定法トシタル上ノ過不及ノ誤ナルベシ鐵  
燈ハ鑓ヤヌリノ磨過シ又塗燈ハ漆地ノ厚薄ノ誤ナドモ有ベ  
シ又ハ燈主ノ好ニ依テ定法ニ少違フモ有ベシ是等ハ  
通例ニ非ズ五六ノ矩ハ定法ニテ變動スルナシ五六ノ矩  
ノ寸ノトリ様左ノ繪圖ノ如シ

木ヲ入タル  
燈五六ノ  
矩ノ圖



鐵燈五六  
ノ矩ノ圖  
真鑓燈  
モ亦同シ



右ノ圖ノ如ク木ヲ入タル燈モ鐵燈モ共ニ五六ノ矩ヲ用  
ル也サレハ五六掛ト云ハ木ヲ入タルモ鐵燈モ如此ナル形ノ  
燈ノ惣名也然レ正木ヲ入タル燈ト鐵燈トノ差別ヲ云  
分ケンカ爲ニ鉄ニテ作タルヲハ鉄燈ト称ヒ習ハセシニ  
依テ五六掛ト云名ハ唯木ヲ入タル燈一品ノ名ノ如ク片  
付キタル也

○上古ハ燈ニ種々有シ也或ハ輪燈アリ其形輪也南都春  
日神殿ノ唐戸ニ画ケル餅馬ノ繪其外古画ニ見タリ  
或ハ壺燈アリ其形沓ニ似タリ南都東大寺法隆寺紀  
州熊野新宮ノ寶物ニ在リ或舌長燈アリ其形輪燈ニ

舌ヲ付シカ如シ餅抄ニ圖アリ又舌短燈モアリ此名モ  
餅抄ニ出タリ皆形異也五六掛ノ燈モ近世ノ物ニハ非ス  
奥州前九年後三年合戰繪保元平治合戰繪一谷合  
戰繪年中行事繪法然上人御傳記西行物語繪等其  
外古画ニ專多ク五六燈ヲ画ケリ此五六ト云ハ木ヲ入タル  
云ナ五六掛ト云フ名古書ニハ見サレ凡其燈ノ形ハ古画ニ  
リ多ク見タリ右ニ云如シ五六掛ト云名ハ本ト五六ノ矩ヨリ出  
タルノナレバ燈作ル匠家ノ詞ナルビシサレバ古書ニハ其詞ヲ載サ  
ル欽木ヲ入タル燈ヲ古ハ木燈ト云鐵燈ヲバカナ燈ト云庭訓  
往来ニハ金地燈トモ云

延喜式ノ上馬寮ニ木燈見タリ諸鞍日記前駆鞍篇  
ニ云前駆ノ鞍ノ事形ハ移ノ如シ燈ハカナ燈モアリ木燈  
モアリ云々古画ノ前駆ノ軀ヲ見ルニ燈ノ形今ノ燈也  
然レバカナ燈トアルハ今ノ鐵燈ニテ木燈トアルハ今ノ木  
ヲ入タル燈ノ更也古ハ如此カナ燈木燈ト称シタルヲ兩品  
共二五六ノ矩ヲ以テ作ル故惣名ヲ五六掛鑑ヲ作ル更  
木掛日野掛ト云然ニ鉄燈ヲハカナ燈ト称シ五六掛ト  
云サル故五六掛ト云名ハ木ヲ入タル燈ノ名ニ付タル也  
安永十年辛丑三月望伊勢平藏貞文書  
右も五六掛幾考の全文ありけ皮補入之

一張鞍ガラクラと/or/革をもつて包たる鞍也。謙倉年中行

事より張鞍は、鞍覆かけで引車アリがあり革をもつて  
たる鞍あり。故日よりしてひきれ様ヒキレ也。

依て之のわがからず及ばれ。東邊走トヨハタシる  
うハ鞍アシとあるも因トコロ也。

光大古キ煉鞍タツリクラ  
ヲ見タリ山形爪サンカクハ  
先ナトノ損シタル所ヨリ見ルニ  
中ニ厚サ五分程ゴウ  
ノ木ヲ入テフノ  
裏表ヨリ牛ウシ  
生皮四枚マ八枚  
重テ漆ニテ堅ケン  
タリ爪先ハタハタ。

煉鞍タツリクラと云ハド地を革アシと色カラをもよ、  
地ジをもゆめまテ、煉鞍タツリクラと因トコロ也。

一證イチヨウよりかくとも、  
その納ナフ手ハンドをやすりともうむきの筋スジと云又、ひきりとも  
力カタも又かくとも、かくの筋スジも、うちにこの

方ハ六枚二見エタ  
皮ヲ削リテ形ヲ  
成シタル物ナルベシ  
叔其上ニ子リ物三  
地ヲミタル軸也。革  
テ包タル軸ハシマ見工  
サリキ

光大日和名抄三云  
鎌具楊氏良諒カヤシ  
三云鎌具カヤシ音教鎌具カヤシ  
此間三云賀古今按二  
唐令所謂王鉤是也  
腰帶及鞍具以錦  
屬革也

文永四年歎合カウハ  
川民部卿カウハ  
さすむき地カウハ  
あをかすかこの別  
ム

而ハシマ不ハシマ、  
腰の頭カブトをかにうへうとハシマた、  
ゆくと、腰のくびをかくびカクビともかこあり。ふのくびをれ  
かこかこのゆきひぢよのねと、ひどうがまともとをしゆくこ  
とひか家カヤシ鎌具の二字ニシテを用ひ。あらうは、二字ニシテ、  
役ハシマと外のかくぐの字ニシテ延喜式ヨウキシは太刀の字記ハシマたる事  
役具ハシマとあり。太刀のかくぐの字ニシテ、腰のウニモ、腰のカクハシマ  
あり。有役具の二字ニシテを用ひ。かいかれども、トコトを考  
通ハシマおかことある。

一證イチヨウのかこをさす。と云ハき名カニメ伊勢イセの傳ツネの事ハシマ。  
ノ無ハシマす。ふかれてたのじよハシマぬもハシマトコトハシマ。

うきよへとひしやくを武翁の歴古、名ゆゑて  
やすらかひのやうがまく力草の穴（ヤマハタキ）を

一  
遊のちのうか身をひきすの  
とある、からりをうめくえうをの称をばやうと  
ひ遠へもれすううよ又つひ遠だよ、或況ようを  
とハ近列尾のみずの尾は竹よりみづ尾といふを體し  
て、しづあきよづくは税源とか名が、も近喜武も  
證難の二事を義主事とすじて證難といひのうえ  
但あくいへむカ草の端のさきのすらを形の首をなす近喜  
玉、よしカ草義を譲却と云ひて、また深元御の矣

義經記衣阿  
戦の条すもあ  
太郎ゲ禮の草  
もう半まいうり  
てひさのうち禮  
の元モタマ馬  
ウサワキ五  
ハウケモ切付

半井  
本  
本也  
よも魂の力革 うづき革とやうことりやもえむ  
うきか種とよひとく上古の魂と今の大形の形へ達ててゐる  
名、からくま力革もうきも上古といへ移へられても  
多用の方へ向ふるあり

二重腹帶の革馳法叔傳集より二重腹帶ハ背を二幅よ  
して馬の腰よりあきせてもよ無を羨段の下へ廻上へ  
引あげ常のじとくとれをニ重腹帶としゆくすり  
合戦ノ心也  
で被羽の所ある馬よよまとも又道思恩革より腹帶  
ヨ一重よとくとあの方先中をもとの上をのよむり  
よもよびよも（あの股帶やまを入てるの下股よもよ

まつて股帶ハシル又アリびとをへ西ニシ能メテありと上ウエの  
すそ身スズメのスズメ一結イチツクをスル御ミツルも両リョウの筋スジ輪ホウの手ミツルようけヨウケとあ  
輪ホウのあリとひリのよリけリとそのゆく道ミツル— 古駄法紀コタフジキは集  
へアキセキとあり透照恩トシヨウエン多ハ鷹タカの上ウエ森モリのよリ  
あリとありあ流アフリが遠アリ行ハシム古軍陣コウジンの用ヨウ 又大追オオツル野ノ燒ヤハラ記キ云  
鷹タカ二重ニシキ腰帶ハシルをスル事ハシル軍隊コウジンの様ヒマツを下シタマツ腰帶ハシルを二  
重ニシキ小腰帶ハシルをスルとアリと毛モウ輪ホウより下シタマツ上ウエ  
のスルぬめヌメとアリ毛モウ大追オオツルの腰帶ハシルを下シタマツとハ者モノの毛モウ輪ホウ  
小毛モウ輪ホウの二重ニシキ腰帶ハシルを下シタマツとハ者モノの毛モウ輪ホウ  
麻マツ革カバと組アソブ腰帶ハシルとアリ統トシムはハシル上ウエ腰帶ハシル下シタマツ  
腰帶ハシルとアリ毛モウと上ウエ腰帶ハシルトアリと名ハシル自ゼル固スル也マサニ

只シテ腰ハシルとアリ— 表腰帶ハシル小腰帶ハシル

ハリ四ヨリ也マサニ

一鞭長サ乃事前ハシルの弓矢ハシルの箭ハシル矢ハシルの長サハシルの箭ハシル矢ハシルの  
弓ハシル射ハシル矢ハシル具ハシル之ハシル杖ハシル修ハシル焉ハシル— 一丈ハシル二尺ハシル馬ハシル杖ハシル繩ハシル之ハシル武ハシル雜ハシル犯ハシル事ハシル陳ハシル中ハシル白ハシル  
手ハシル繩ハシル用ハシルかハシル繩ハシルとアリ手ハシル之ハシル之ハシル大ハシル三ハシル  
ひハシルかハシル之ハシル不ハシル仕ハシル用ハシル害ハシル犯ハシル事ハシル之ハシル大ハシル三ハシル  
一丈ハシル二尺ハシル馬ハシル杖ハシル繩ハシル之ハシル繩ハシルとアリ繩ハシル之ハシル他ハシル流ハシル之ハシル繩ハシル之ハシル右ハシル手ハシル之ハシル大ハシル三ハシル  
のハシルのハシル手ハシル之ハシル絆ハシル才ハシル引ハシルもハシル方ハシル之ハシル大ハシル三ハシル  
幅ハシルのハシル中ハシルへハシルあリ方ハシル引ハシル也ハシル害ハシル之ハシル十ハシル丈ハシル三ハシルのハシル環ハシル外ハシル

障泥  
障泥

— 1 —

より引通しと又それとの繩のとどくとて カラタマリ  
ヨリ一帳もよ二章より引通しとちを一結び緒を爲べ  
アフリ  
泥障モソロシと云ひ毛皮モモを作りアツルるをあめアメ、革毛カモを作りアツルるを  
詰モリむとモリムは車室カミナリ、兵艦ヒンカン、馬マサニ、又モ考紀アモウシキ  
泥障モソロシと云ひ衣服ウエアは手ハンドつハンドツく泥モソを障シテるのもの也  
後アフタは晴天ヒマツキもこれアレを以テて傍シテても之シテ武用ムジヤウといふぬぬ  
有軍陣ウイイジン、騎射ケイセイを用スル事モノ、又承シテ家シタチ中ノ竹馬タケマ記メモ多  
ありアリ、又遠旅アリタリを以テて身カラ、行スル事モノ、  
いよ や、そもあうとて身カラ、行スル事モノ。

一  
行勝

行縢をさし不可ハ泥隣ハセキモトニシ禮也ハ不共主

室子兵船スミコウボウよりたらうされば大追物オハツモノ笠掛ハサケ泥際ナシマツハサクハサクぬ停泥  
ハサクハサクハサクハサク衣服イフクオハサケ移ハシメル泥ナメを障ハラフるのね。海シマ  
晴天ヒカルヒタケも是シテをさすて候ハシメルと生ハリシムし武用ムヨウハシメルぬれハシメル軍クン隊テ  
騎射キザあらよ用ハシメルりすハシメル。又承正家セイジヤ中行馬記ウヂハマノメモよりあら  
指ハサウエす遠旅アリかどよハ苦ハシメルかす但ハサウエも浮舟ハシメルがまくやう

とくづげ毛の轡ともハ白くみづきたる 轡の上をうれ  
えうすく塗たまし漆の毛と絹の毛ともまじてうる  
とうげとひ虫の毛のびとくふるやくしめゆる 轡に船底も  
とあがきのす大追方アツマサ又大追方アツマサあるわ

一 手縄をば多々與るもあらうが、とばち、とくともえ  
一 みぞれ鶴ともひあらうめ鶴をきし人唐記よりあらぬとハ  
一 ほゞの鶴ともひ鶴よ燈を切付あらをみせざるをさあ  
人唐記よりほゞぬ鶴をばみぞれ鶴とてぬあらぐれども  
道具不付をばもどり鶴ともえ

一 手縄と云ふの手縄ハ誰も初うめじに記よりたれき  
ケンヂの事をたづねて考くるもむけ はす山袖林の歌  
の事の事本記也

一 馬上すてかゝつまきと附柄立を用ひて面化すてつ柄立の  
す調度の新記也

一 武藏海ハ武藏國より貢物よ禁裏へ縄く應之武藏海

年貢の事

尼土記ハ日本國中ノ所山川十  
トノ名ノ由来神社  
佛寺田白田五穀  
ノ負數名物事  
事ヲ書タレ書  
上古ノ書ナルニヘ  
全部ハ傳ラスナ  
々傳リタリ

の名物也日辛總國風七記才八十四二日武藏國豐嶋郡貢  
横税鹿皮、狐膽、走兔血、濱萩、葭、蓬、鶴、鶴山鴿、馬、牛、諸  
禽、諸鱗放遜阿無見与呂伊等アブニヨロイ阿無見ハ燈也与呂  
伊ハ燈也伊勢物語の放よもヤー施すとづかせてのじよ  
ヒテムモヘリトモヒテナシ又庭訓從來よ武藏海  
あり武藏豊嶋郡より出也

一 馬場事マツジトシテ之古の洞し今ハ馬場事の事を馬場事と云  
マ場事の事をもと云是今ハ馬九郎ハクランの事と云甚つや  
トキ何て侍かどのりべき詞よハレゞ

一馬糸袴と云ぬ古ふきぬく古ハ馬糸の袴の事  
而り前、てよかとをもすをすりとし見をふゆくをちと云  
日記より

一あひけ今と云ハ切替をあひけたるを云

一燒鶴とハ鶴の熱体を根又生、薬をのうす、筋毛を包み

たるを云、廻りハ腹脇をとく

一燒塔と云小き丸焼のめくを身をもとす、衣の方またの腰を

のめく筋を身をもとすのめくあり而ほり

一馬の鞭と云ハラキ、馬をもとする之風呂

記と云神馬ヨシテ馬尾の鞭の事太竹の根を三尺六寸可切

オルト有矣

節をすあひべー結をばくま、皮毛を入て鞭、じも、びくと  
そんばくふはく、ヤドーと一寸斗ヨリて切鞭そんばく、  
か入鞭のかけ而ハあいの板のものをねじりて、鞭を  
見て自ら馬のあぐまをくらべ

一木ちうぬき又ハ木のゆ風呂れよ云馬尾の股うちおの木よ  
歎形の形ニテありは木ハ股うけを押へさせんと云へ  
ふれども名あるべハ木と云ふ如人稀也又其ノ骨と云  
えむく

一ひんごうぞくとハカ革の先のぬき所、びんごうをもとす  
きりと云、即ちかうとの事ひんごう年とハカ革と、  
革名をうづからずとも

一鞭は作木熊柳の一名儀柳とも云紀伊國又大和國  
あごに竹浦をさのかくせめくもく外の木よからく  
くねくあるひておるそよあきれむちふらむと云候ふ  
てハ一名く角柳とも云之又かくはくとも云勝萬と云く  
角用柳よ思ひかくはくの名小笠原の本ふ勝つる  
と云ふいぢよ用柳と云う狀く敵よ用ひ木あす  
移すからほとづくをまへ

一方様も數を以て爲り風呂記主云數名より方様  
も云指ゆ近代は、清住院殿様高旅（法成又號之）  
義澄公  
義植公  
法成の腰肩衣は、清見云指之又惠林院殿様紫燈

雪の絵の書成すら抜けまく

一鏡轡ともいふうこの十文銭の面を十文銭よりうも  
うもの、さてまつあく鏡のめくよ作りたまふも、旅師  
の書くる。駒馬武者、の傳よ、ゆるねく鏡轡、鏡轡、  
鏡轡の名中院通方の傍ね見えり

浅見ハ才吉の  
う限る。じ

一 水晶鞍スイセウ と云ハ鞍の紋は水晶を入たり。酒井雅樂近忠  
恭乃許スル 宽治年中の水晶鞍のうつし物を貯せら  
モ。其鞍の形山形の祥雲基のこころのゆく上方と角  
とて、その形もあつまきの端がそよそよ祥雲字地

とて、紋面くよちして、紋のあハ水晶をすく入ら  
水晶の下よ朱緑者がくをやしたるが上よもき西うてセ  
室のめい改の形か、いわく、かちひとき圓形をちりした方  
を忠恭の好みて牡丹の花形と改られゆき又は鞍の  
形より、後塔を付く唐も後唐流へり。

一 鹿樞シカナ と云ハ馬を引て引く所の繩をすくするの先へ

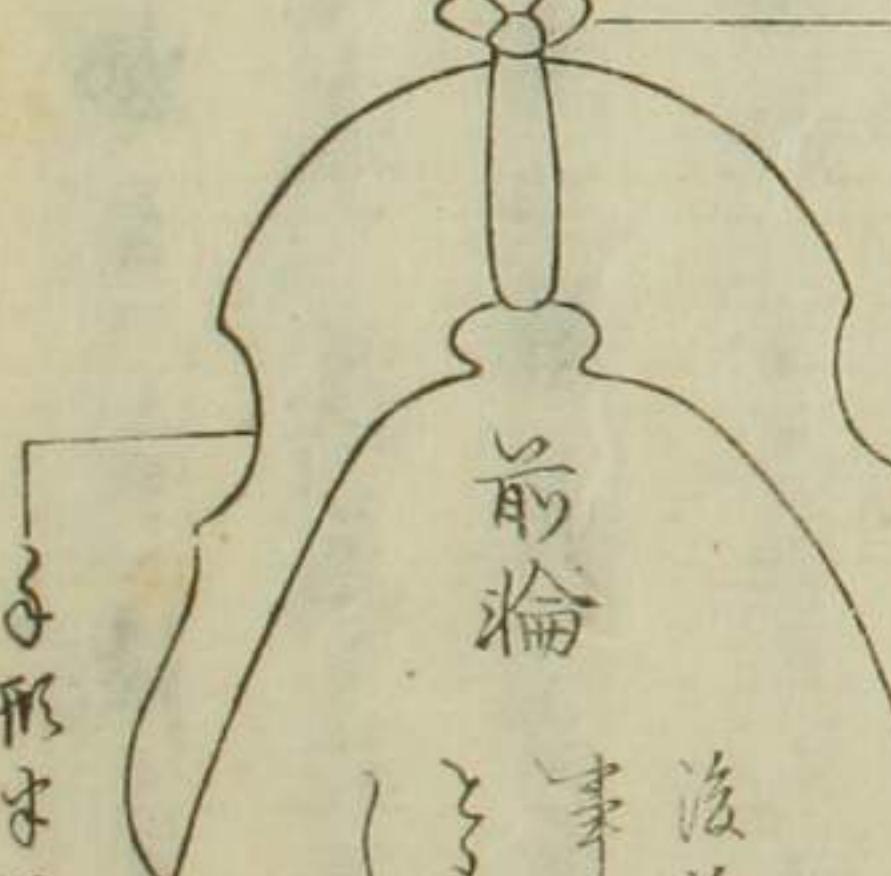
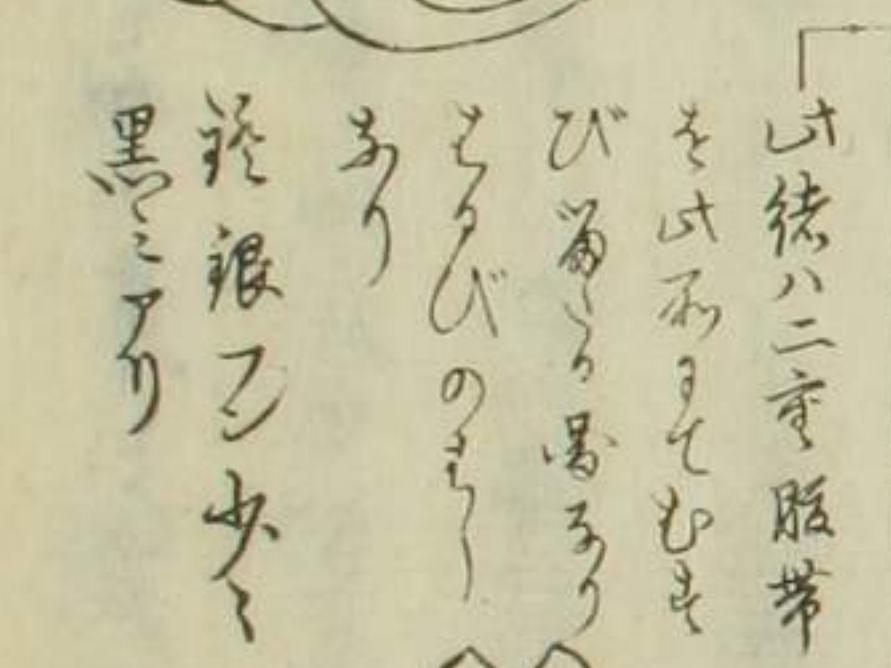
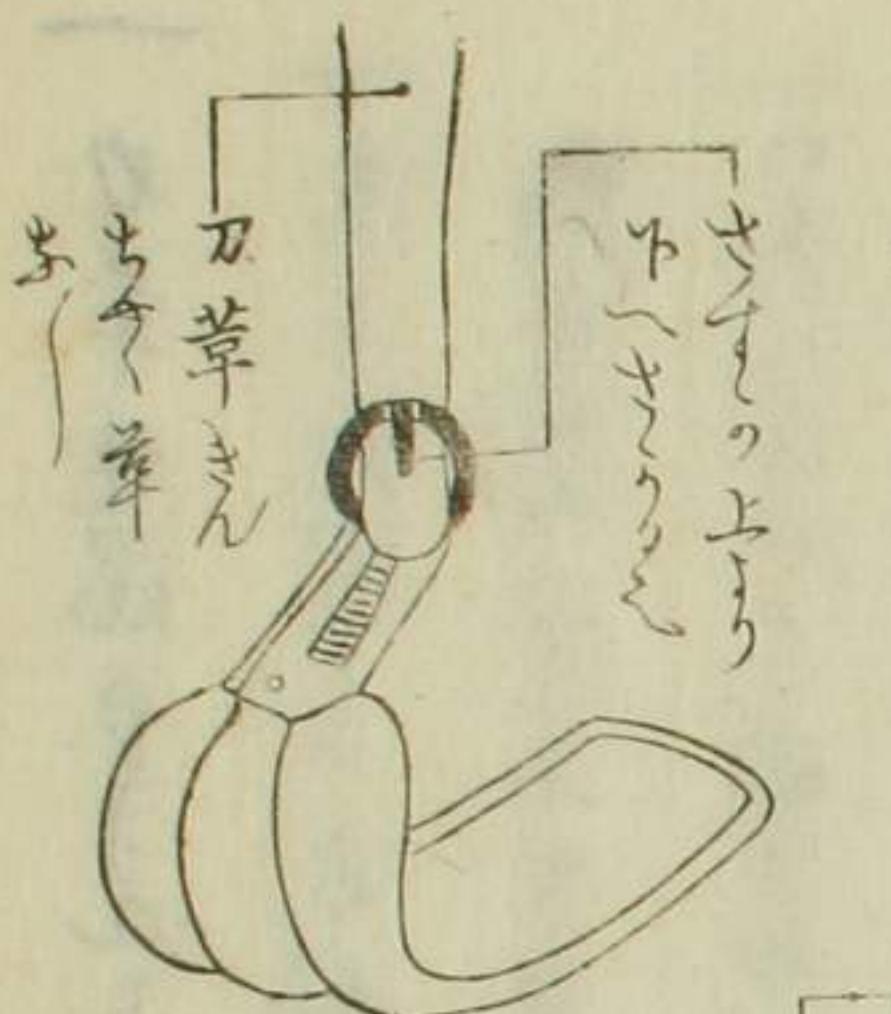
まねきりすも

常用物よ馬の  
毛とつふきを留  
とて、アキラム  
とハカリをのま  
さすきく人  
若きくも

と進み走り歩んとするを先へやうすきあよ手繩を  
あくの方へひく故鹿樞と云鹿の方へ引く心も引く  
時の名えすよやくぬ時よハ手繩のよきも鹿樞と云  
べくに、手繩と云ふべく又鹿樞と云ふ別ない。

一 後三年の御慶相元彈吉惟久著 薦金寒胡時代の人 ふ見えよ鞍兵力革

の跡たのゆ



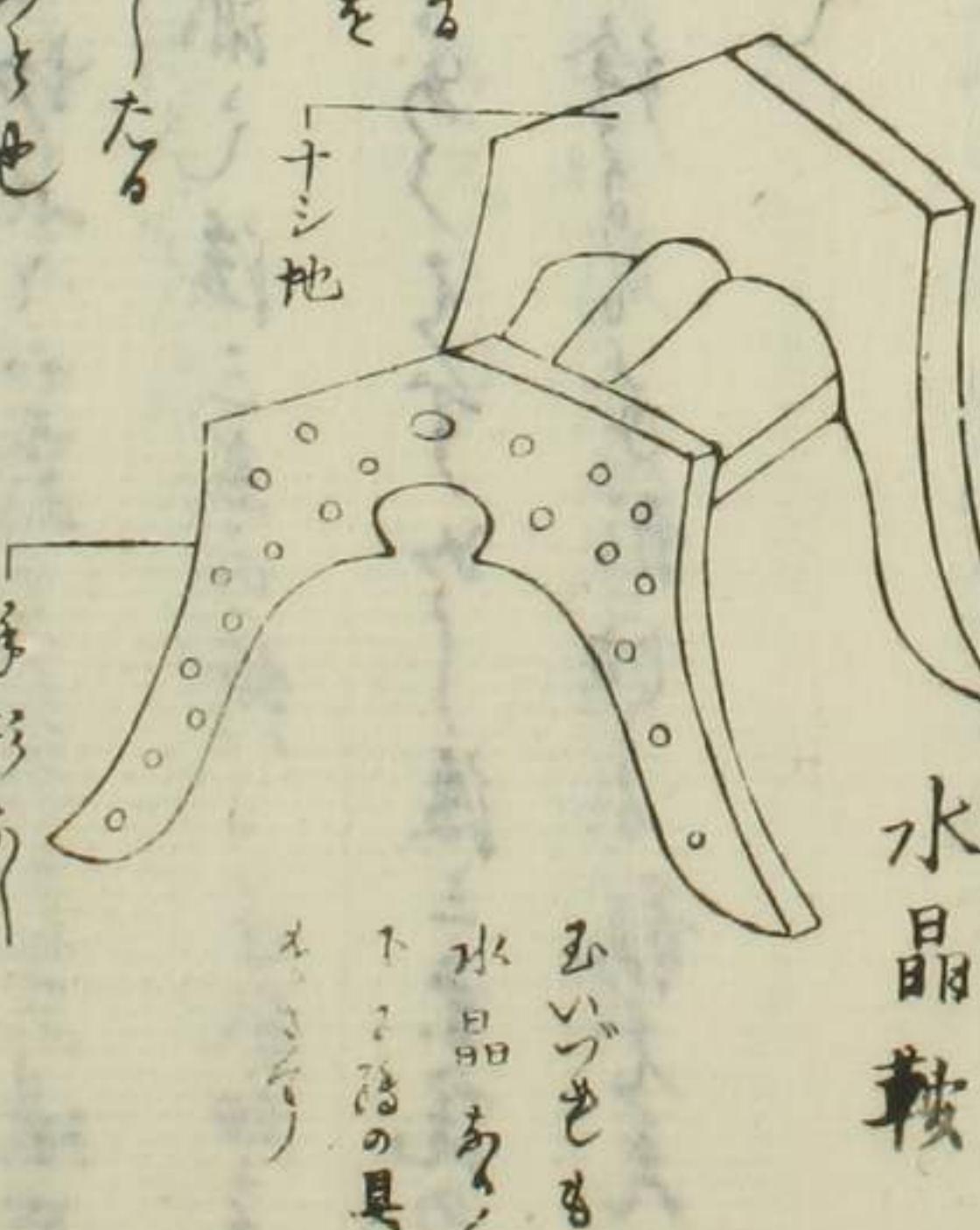
一力草の鶴のまんちや草とて物古ハ舞後三年合戦  
従ふ見えうる力草何れもまんちや草を又酒井雅樂  
頭忠恭のうきよへ寛治二年の勅県の力草より草  
いまんちや草あらしを忠恭ぬゝまでせんちや草を  
付されく由忠恭お侍せられりと拘束に古の達も  
かづくからひよけたるううの先トヘアれ向くとす、ウの  
あきトヘ向くとアセナリキあく依ニまんちや草あく  
近世ハヤハス、うかこくひよみとせうす、ウサギヒ上ヘアがおさす、  
のヤクセ出でて是よやかがえれをお不いん、うみよせんちや  
草出来しと又古の度いかこくちもあらまく多黒

寛治二年秋あ蟹の図  
カヨクヒ



カコクヒ

11



水晶核

お舌とハ丸き形をすうすうたる  
ゆの形よもよがす舌とつまむせ

卷之三

一後三年の孫は見えたり大きめのあづみ  
とおかひ松  
とのせの物よからずすまへゆくわいあ

右の勢の馬も勿べ、謙因兵湧政清平治の戦のよ

書の後より  
ぬにてづく  
とお形を切て  
そのうちを  
うす手紙を  
書く時は  
アモトナシ  
タラク

後三年の後六  
月食事初の  
すすめは後  
平治元年より  
真知子の代を  
つま五年  
前も

与三毛毛の景安が首を斬られ十二月廿七日巳の時も  
一枝兩うそて鶴の脇よつとゑをあうらひしを義平  
手形を残してあれどそのまへくをおねじと手形を  
切て手に平治ぬ後小不<sup>ト</sup>をう手形を切る事方より  
有りあれば巴<sup>ハシモ</sup>手形を切れとひぬらへーあん殊因  
より手形始<sup>ハ</sup>りの状あり承<sup>シ</sup>後三年の後も手形切る  
鶴あらまどよ前<sup>ト</sup>は<sup>シ</sup>馬をあらもすゆ<sup>ト</sup>後三年の後院の  
時画<sup>シ</sup>き<sup>ト</sup>春日神社傍馬の繪<sup>ハ</sup>り手形切る鶴え  
たう様内<sup>ト</sup>よりも前<sup>ト</sup>の事

いとこの葉が生<sup>リ</sup>てからうまう後三年の後毛被<sup>ト</sup>

う<sup>ト</sup>馬毛<sup>ト</sup>あら<sup>ト</sup>う

は馬後三年金戻<sup>シ</sup>毛被<sup>ト</sup>

ええ<sup>ト</sup>う

この葉は<sup>モ</sup>

は<sup>ト</sup>ハ<sup>ト</sup>は<sup>ト</sup>は<sup>ト</sup>の時<sup>モ</sup>



一後三年の後毛被<sup>ト</sup>駒馬武志の馬のうそ皆不<sup>ト</sup>残<sup>ト</sup>この葉も<sup>ト</sup>  
を<sup>ト</sup>得<sup>ト</sup>る<sup>ト</sup>御<sup>ト</sup>のゆ<sup>ト</sup>あり綱<sup>ト</sup>る<sup>ト</sup>耳<sup>ト</sup>の後<sup>ト</sup>一<sup>ト</sup>す<sup>ト</sup>て<sup>ト</sup>眼<sup>ト</sup>  
小<sup>ト</sup>を<sup>ト</sup>絞<sup>ト</sup>び<sup>ト</sup>て<sup>ト</sup>あま<sup>ト</sup>う<sup>ト</sup>を<sup>ト</sup>兩<sup>ト</sup>す<sup>ト</sup>ま<sup>ト</sup>に<sup>ト</sup>一<sup>ト</sup>引<sup>ト</sup>か<sup>ト</sup>して<sup>ト</sup>鶴

アサヒを穿る事もあり得の事のめー又アハ鼻革  
をもつてアシナムカのモ綱のアリテ深く繩生せてあ  
まりを駒モナリテ穿る國モアラシモモ繩モハナリ  
メー毛モ子繩の切れする時の用心れ又ハロモウタア馬の  
ウセモ出モテ子綱モバモアリテロモサリナシテウタの繩モ  
以て駒アベキルの用意アリテ駒馬武アリモトキモ皆  
彦馬モアリテ三四箇オホノメクシモ駒アラタニモチ  
一水晶地の駒ハ筋モ絞ルモ阿リヨリ不の水晶駒の祥  
モ以て考リヨム品モ細モ切モ免甲形又ハ石駒アリモ  
ノテ者目を擧リ入ラル所モ駒の駒地モ遠方モアリエ

晶を穿ア入ルおもアベーモモ水晶のアリハ五毛の條の奥

モヤシタラ成ベーモ推量の趣を記モシ

一厩乃事三光院内府記云厩禁中モハ被置左右馬寮被繫  
御馬廐以此准據諸家於面向不立厩廐武士依為守護以弓  
ラモテキ馬為業然間於面向必立厩是公武之差別也二間三間者諸  
人通法也五間以上者依分国之多少有其貲仍為十三国之  
拜領依十三間之厩規模之由兼及

一古代名家の用ノル

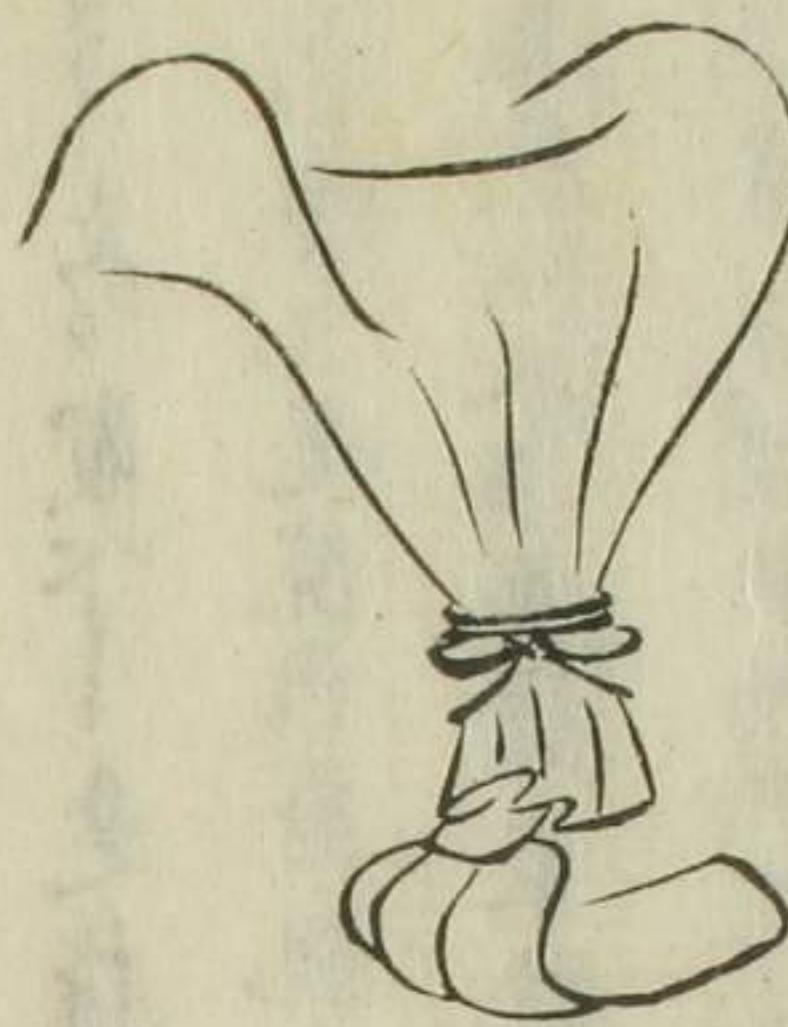
駒蒙、今武ふる用

朱とハ異くの圖



後よりの物に幅三尺斗もサハ鞆よりかけ鏡のかこアリ  
エリテレシテ鞆復トテの後を張ておうと速鞆復トテ  
ニテカウの物のうすあくと鐵圓のまきある物とくも  
後玉衣を付ても作るあくとも作りハあくと後シ

鞍よりうよる事



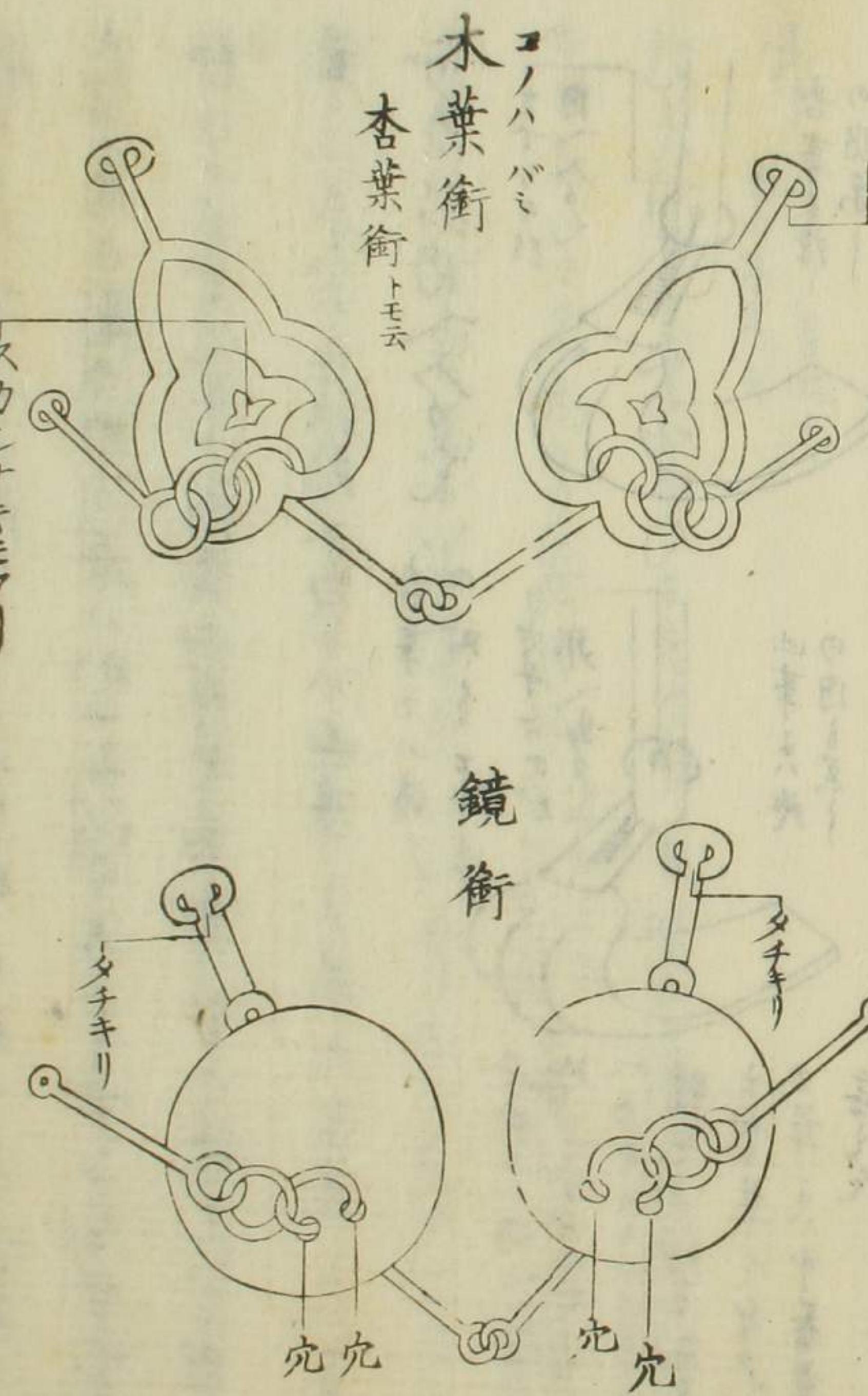
鞍よりうよりて力革の  
不ととくをくとせと

は鞍海年中行車の鞍より

右の鞍復寛治年中の索を換したるを予見之  
柄井忠義著

### 一古銜の圖

「此立キリノ切目ナキモアリ」



一 鏡のうけやう古の鏡ハすがはすがらんよより盡れり  
たゞ茶の園のめー今ハかこくびのよとすがを替て上  
むけてすすへさしむ吉凶の事ああ古の鏡とも曰く  
幸こすすがの以外へ出ハ凶事よ用之吉事よハすす  
がの既内へ入シ 吉事とハす



一 ほのくさんの朝とちハ全くさんのめく茶後の惣の

山のまゝはまよと角すと伏惣のとて義隆記をあま風  
ふゑく色あす馬のくさんのくをきてぞふたのきると  
あす 令つるを大きき  
馬のすそ

一 むすきをかひよき事多賀を後す高忠のま  
そのあくのえう義隆記をあま風のの事を見せあん  
とつまげあり馬のくちの地をくをとたすのの  
むすきをかひよしてぞゆきくる

追考古木の  
葉もえすよ  
ちもくひのく  
を根のうすよ  
そをもえすよ  
ひてもえすよ

うつこのす御あひに退多可考

ノルモノアミ  
シキアリ  
張モ先カニ  
シキアリ  
ペー金モモ  
クモヘ

一七葉相エの鏡と云物ホ盤六ノ巻モテラニ下の又銅細  
二字セ條家紀太キタミ又セ條紀太丸ト仰ア又セ條紀太モニ  
真ト仰ア尼モ此モ考レハセ條家紀太丸家真トソヒ

者ハ銅細工モ考ル者モ銅の鏡モ作リムアヘ

一まちぎともかくふたまけも云ハウシのからみの大きさ  
シヘキ通シ石のある手を以テチ馬故実用害記  
也称よヒハ其而不ナキ手の大きさタガモナモナヒタ  
キケモ云ハ御ミタモバキモタケノタガタガモナヒタナヒタ  
シキシモテラヘシハニキシ物シキモタガモタガモタガ

近代用ヲ抱ニ古き孫よりかアハ云フ倍ハアルのを外モ書ヒ  
一泥障アオリモバカラシツツベジサスモニ日記又ハナシモナシト

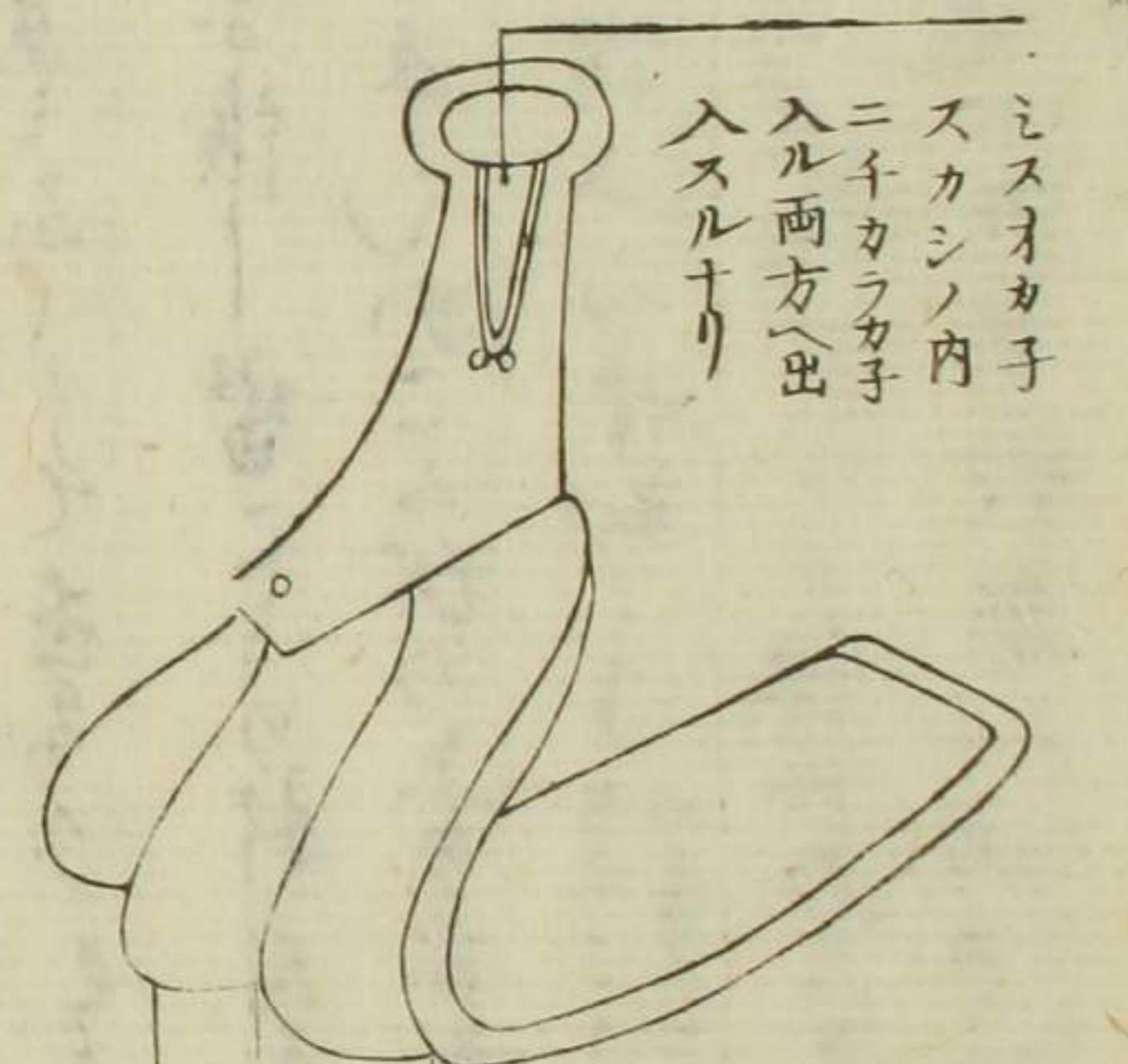
ナリモアハヒムアヒハ無モシテモツモシバアラカニ  
チモ綱モタグモハカレタシシ勒ハモクシモ銅シホダハ  
シキシモテラヘシハニキシ物シキモタガモタガモタガ  
皆モバシリシホダモシルのものも無セモシモナリモナリシハ  
一勒の四方モの名モの名モトウナリケル前の名モトウナリ  
後シホダの名モトウナリ後シホダの名モトウナリ後シホダの名モトウナリ  
四ツに本名モトウナリモトウナリモトウナリモトウナリ  
紀大平記又ヘニテラ歎の首モタガモタガモタガモ

の吳名をうけとひそひそほけの筋ともちれて了  
筋をひそび骨董も首をもてせりるもあらほけ筋あ  
かどくよふは古事記をもつてすと用へ

一 佐木城とよきのすと筋を傳ふ木四郎と織田信長  
の先隊の時力革は筋を廻す筋のゆくもあらほけすと筋  
を右へうけ太筋を左へうけたる筋右のゆくすと筋木  
掛とよき意外カケト云カケヤウ 繩ノカコカシラ  
物語盛衰記東籬あるも元に妻筋を伝ふ木うけと云  
力革よりうけとよいあらび五六掛が賀掛あらくらめく  
掛とひ絶を作り手をも近に聞日野と云筋を作れたる

鍔を日野掛と云日野の筋を傳ふ本掛ともうと追  
ふハ古佐木氏の領かとてあり古佐木家と日野  
掛を用ひよ依て日野掛の字を傳ふ木掛ともうと  
日野掛の筋ハちの筋よりハ小筋と見えてあらけ不くに  
肉を付す丸をあくしてあるともとじ手も中等も  
すゑみすゑ後一層ここのお日急と舌先の外表  
の方も亦は平しかこうびの上の手を細めくすとそ  
うすつとの間ふみすゑ手のまぢめあらやうてあら  
うともこもともみすゑおの筋出人をも

近江國日野掛鍔圖 一名傳木掛



スカシノ内  
ニキカラタ子  
入ル両方へ出  
入スルナリ

ハトム子ノ形  
如此中高ナラ  
スカミナシ  
エミアサシ

此所ノ折目急也  
エミ甚浅シ  
此中通り両方ト同シ  
高サナリ

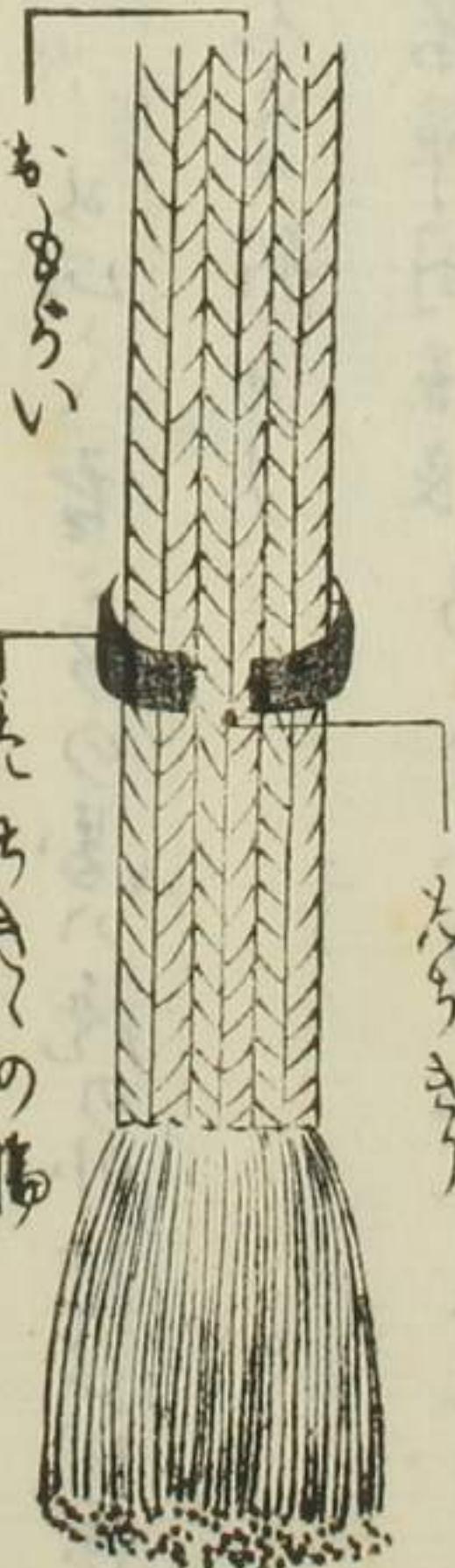
内山外山又もあと山ハ一向もあみ  
あま山外山内山者うちの馬ハ先の外はもしあの  
正面よりもさかねて山あり

一  
相野韌とよのじんとす  
柔禪じゆぜん  
隆義良の尺素往来せきそりょうらいまんへたう様  
雲記くもきは甲州こうしゅう伊豫いよ村むらよりを元もとに作つく成なる  
也や 韌じんをすすめべ  
一說信濃國しんのくに伊那いな村むらの  
町まちの名號めいごうありとも見え

一  
燒鮑とろい茶後勝の表を一面も恨又ハ洞爺流あまそ  
ぼう包み山根のよすゝつ角をも同、  
魚小き漁舟もて舟、  
木先もう手もて包み漁舟もて舟

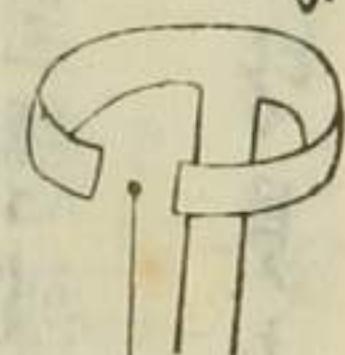
予カ家ニ現  
ヲ藏メタリ是  
ヲ見テ可知是ヲ  
見ヌ人ハサマく  
ノ妾説ヲコシラ  
ヘ出スナリ

居木先も手を包んで渡す事あり候の事の方を承  
りて手を包んで下す事も焼鶏吳洗多用へ  
皆知ぬ人の妄説之流弊日記を考へ



街の頭の惣をたちかへとま今世たちかくのあやめとば  
不の惣よ切目あうたちかくとらば切目い行のあらとく  
よ古ハたちかくのあらとくすああよちきのあらとく  
て猪もああよのあらとくを猪よあくかくのあらとく  
あらとく

一  
うりよのむかひいはまゆ



はるかめをたま  
きりとく

古のうそはたまうり君の馬のぬく度にはされども  
がいをそばを入まく、  
以て國元猪々の像



也後代あともいいたまけ一古たち  
たまけのまけを用もちめを狹へくも  
今いまを作つくるへたまけの作つくりかくひを入いれますきを  
著きる人ひとがゆきくらこのたちたちきの福ふくとよいたちまを  
う福ふくをむすきあやまりいほへる  
のああああ

セアオリハ、アジ  
カト申皮也シ  
リカイ楚敷ア  
井草也

正親町大納言公  
明卿天明四盛花  
門院亮陰中此  
度東寺參向時  
手綱鞍覆以下  
平絹銚色ノヲ  
ノアニ黒塗無紋

俗ニクツワニ用  
ヒクツワツラトヨム  
鞍 橋 子也  
鞍 尾 上ニ 同シ  
鞍 橋ヲ 前後輪ノ事トシ  
鞍 尾ヲ 居木ノ事トスル說アリ甚誤也居木々鞍板ト云也形稿ニモ  
尾ニモ似タル故鞍橋  
トモ鞍 尾トモ書ク也  
鞚 頭 又鞚 頭トモ書  
馬ノ頭ヲ 絡フ綱也アラヒクツワノ類也  
才モカイトスルハ誤リ也

鞍 橋 子也 鞍 尾 上二 同シ 鞍橋ヲ前後輪ノ事トシ鞍尾ヲ居  
木ノ古文トスル 説アリ 甚誤也居木々鞍板ト云也 形稿ニモ  
毛ニモ似タル故鞍槁  
トモ鞍毛トモ書ク也  
鞚頭 又籠頭トモ書 馬ノ頭ヲ絡フ綱也アラヒクツワノ類也  
才モカイトスルハ誤リ也

一	轡	俗ニクツワニ用
	ヒ	クツワツラトヨム
	今ノタツナノフ	
二	銜	俗ニハミニ用
	ガシ	クツハミトヨム今
	ノクツワノフ也	
三	鏢	ヒヤウ
	上ニ	
	同シ	
四	鑄	セツ
	上ニ	
	同シ	
五	鞚	俗ニクツワニ用
	ロク	オモカイ
	ノフナリ	

俗ニハミニ用  
ガシクツハミ  
ノクツワ

鑓ヒヤウ  
同上ニ  
鑄セツ

俗ニクツワニ用  
勒加オモカイ  
ノノナリ

うるす地あるをも。ハヨロヘサルシテハ、ハキチの外かくこもる  
ゆへちれすま。報のうべぬき革とうよ因ハナクリ

馬の鼻はの数を一間二間とある馬を馬をうつあざ等より  
もありともせつてあざ多く、古事記も一間のかニ弓のま  
うるすよてもあはは一間ニ弓と云ふ。

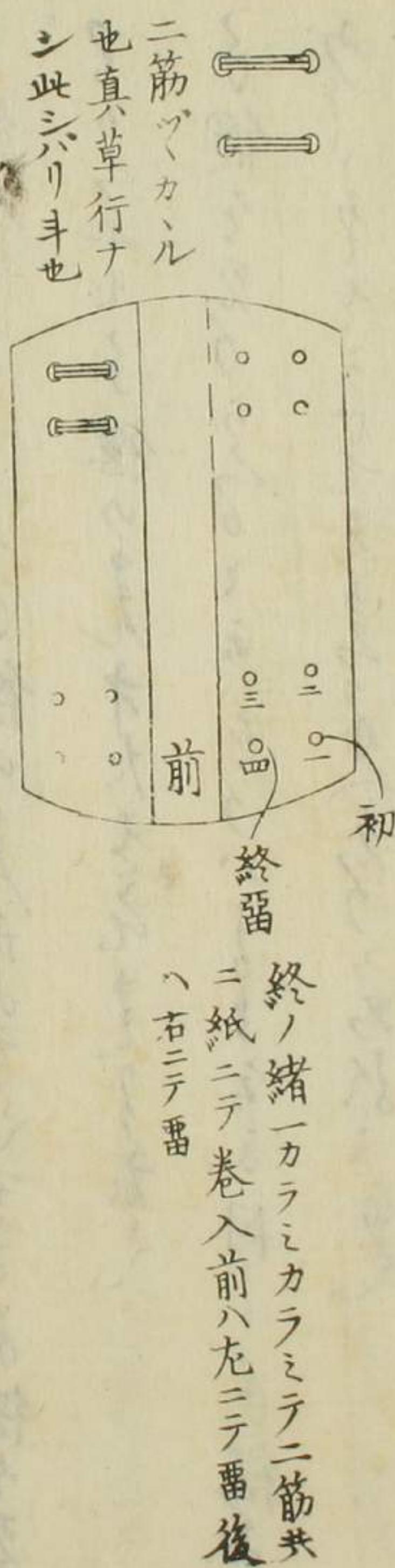
一大おひかくしとまわ今世用こするの扇は風る物もあらずとも  
扇子はよき物ア種物又ハ草子もあらずとも物もいふを  
か何も古ばるきぬと云ふ世用て心が悪き

一今世追緒と名付て紫毛の祖徳の大毛縄を今世たるの  
引馬は用之これ古代よりゆゑ古ハヤ一縄とよみ縄とも  
主て芻白羽彦馬のことをすらうの縄すと云ふ

一  
ま、ハラヌ鶴はキララモリをハラミチキ  
トヨキルモリをハラミハ木地のシテの前後  
キラケルカムのサク、鶴の内より前輪の居木の穴と後  
輪の居木の穴へ細き竹をナヌ字より穴と穴へつゝ  
大さきをさりもりとさしておより竹をナヌ字より穴と穴

つまもとをさればあほどもねときおもと金物  
よハキナ付かうぱりハ入づつる紙よりかどもと  
ばく木地の筋ハナリむり板の外のあんとよ  
矢の筈のめくきうたきづ

一作のあばり仕様 伊勢因幡家は



如此ニスジツ、カル初ヘントホシ緒ノ端ヲヨリメヘ入テニ  
ヨスガヨシオノツカラニ筋トホルナリ

ミバリ繩太サホソキ筆ノヤクホドニテヤハラカニ鼓  
シラズノ如クニツヨリ合スル繩長サ金サシ一丈ア六四方シ  
バラル、也繩ノヨリカタキハアシ、

木 カ子 ヒサキニテトメノ緒ヲ冗ヘサシ込  
ナリ何方ニテ苗タルカ如斯レバ  
トノ見エフ

木ニテ繩ヲ  
カラミシムル也

一竹の根鞭紫竹の鞭多利すヨ馬少紫竹の根の  
もろハ紫竹の根之紫竹といもよき竹とす若紫竹  
五弓の外のをあるよ依て平民のやめく石用も之方様  
吉良殿をも用ひて元來紫竹ハ和物をもひよき  
へうくは根をもちよ作りを紫竹のむちともてく薄行

むちにあり物あるす竹の根むちハ真竹の根ニ本草綱

目卷世七



竹時珍曰根下ニ枝一ノ為雄ニ為雌者是草真

根鞭喜行東南方ニ此竹俗ニ真竹也は真竹の根を

むちよもりあ竹の根むちと之を用る竹根むちハ西に

關栗太郡草津より。幸ハ美濃國よりを草津とて

むちよもりうゆきし唐かくとハ椐木倭名シ 以木を以

馬鞍を修ると云本草綱目 爾雅二見ニ 据木一名墨壽木庄主ニ又テ

紫木のむちハ考の竹の根むちを媒意して竹色を付

金の上の古木のざくらうゆきふそ紫木のむちと

ちを口方板をひ放斗ひ用ひありしゆうじよゆ

### ひくべきやう考

一十文字轡古代より有一物シ永正日記ニ十文字轡小  
十文字轡の名ニテアリ寶德年中小笠原津元弓  
矣名所記ヨリ十文字轡の圖ニテ

一張革鞍張鞍の事ニ物共ニ鞍の座体を皮を包  
ム鞍を皮を包ム鞍を造りテ造りテを之ハ又張鞍とハ先皮  
とて後ノミを造りテ造りテを之ハ又張鞍とハ先皮  
用ゆれど別ニ鞍覆を以テすねと謙倉年中行  
事ニ張鞍ハ鞍覆かけて乗る事アリ

